

第三十三回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第十七号

昭和三十四年十二月二十三日(水曜日)
午前十時五十五分開議

出席委員

委員長 吉川 久衛君
理事 秋山 利恭君 理事 田口長治郎君
理事 永田 亮一君 理事 丹羽 兵助君
理事 本名 武君 理事 赤路 友藏君
理事 石田 有全君 理事 芳賀 貢君
理事 小平 忠君
今井 耕君 金子 岩三君
金丸 信君 倉成 正君
坂田 英一君 笹山茂太郎君
高石幸三郎君 網島 正興君
松岡嘉兵衛君 松田 鐵藏君
足鹿 覺君 角屋堅次郎君
神田 大作君 栗林 三郎君
中澤 茂一君 西村 関一君
松浦 定義君

出席國務大臣

農林大臣 福田 赳夫君
運輸大臣 橋本 渡君
國務大臣 菅野和太郎君

出席府縣委員

總理府事務官 大堀 弘君
警務局長 小枝 一雄君
農林政務次官 大野 市郎君
農林事務官 坂村 吉正君
農林事務官 安田善一郎君
農林事務官 安田善一郎君
農林事務官 安田善一郎君

委員外の出席者

農林技官 鈴木 一美君
農林技官 鈴木 一美君
農林技官 鈴木 一美君

農林事務官 伊藤 俊三君
農林事務官 占野 靖年君
農林事務官 安井 三郎君
農林事務官 山内 公敬君
農林事務官 小口喜久二君
農林事務官 國友 弘康君
農林事務官 磯崎 敏君
農林事務官 岩隈 博君

運輸事務官 小口喜久二君
運輸事務官 國友 弘康君
運輸事務官 磯崎 敏君
運輸事務官 岩隈 博君
運輸事務官 小口喜久二君
運輸事務官 國友 弘康君
運輸事務官 磯崎 敏君
運輸事務官 岩隈 博君

十二月二十三日

理事高石幸三郎君同日理事辭任につき、その補欠として本名武君が理事に當選した。

十二月二十二日

大野市郎君有牧野を草地放牧利用模範施設牧野に指定の請願(田中正巳君紹介)(第二五七三三号)
農業災害に対する恒久的対策確立に關する請願(齋藤邦吉君紹介)(第二五九四号)
農業共済制度の育成強化に關する請願(内藤隆君紹介)(第二五九五号)
美瑛町に営林署設置の請願(松浦周太郎君紹介)(第二五九六号)
同(芳賀貢君紹介)(第二六四三三号)
同(安井吉典君紹介)(第二六四四号)

昭和三十五年産米生産者価格に關する請願(菅家喜六君紹介)(第二六〇二二号)
大豆輸入方式に対する食糧瞬間タツチ制度採用反対に關する請願(大久保武雄君紹介)(第二六〇八八号)
は本委員会に付託された。
同日
高尾野町の防災ため池建設に關する請願(池田清志君紹介)(第一五四三三三号)
は去る十一日建設委員会に付託されたが、これを變更して本委員会に付託された。

本日會議に付した案件

養鶏振興法案(内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号)
飼料供給安定法の一部を改正する法律案(芳賀貢君外十三名提出、第三十一回国会附法第四一四号)
農林水産物の振興に關する件(農林水産物の輸送及び運賃問題)

○吉川委員長 これより會議を開きます。

飼料供給安定法の一部を改正する法律案、及び第三十一回国会内閣提出、養鶏振興法案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。この際これを許します。
芳賀貢君。
○芳賀委員 昨日委員長の御意見で保

留した分の質問を続けたいと思ひます。

第一点は、政府が出しになった法案の第二條の「定義」であります。その中に、種鶏業者と孵化業者についての解釈がありますが、養鶏業者というより問題は全然出ておらないので、この点について昨日私から政務次官並びに畜産局長にお尋ねしたので、やはり、養鶏振興法全体を推進する意味においては養鶏業者を対象とした施策が進まなければならぬと思うのであります。その点に對して、養鶏業者といふものを入れて、そうしてそれに定義を与えるということが必要じゃないかと思ひますが、その点はどうお考えになりますか。

○安田政府委員 先に私からお答えさせていただきますが、政府案によりましては、養鶏業者のことにつきましては、第八條の規定によりまして、本家が種鶏業者及び孵化業者を中心にして、さらにこれに加えて国及び都道府県等の品種改良施設に關することがここに書いてあります。これに關連しまして、養鶏業者と養鶏業者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行うように努めるものとする。というように、昨日常答いたしましたように、行政措置、予算、公庫その他の資金をもちまして援助しようとしております。

また、定義のことにつきましては、

養鶏を業として行なう者は、特別の定義を要しないと思ひまして、社会通念によれば、特に本法の条文をもつて定義を書く要がないという解釈であります。

○芳賀委員 その場合、養鶏を業とする者といふことになる。どの程度養鶏を行なつておる農家を養鶏業者と云ふ者といふか、その点なんです。

○安田政府委員 社会通念によりましては、養鶏はあくまで、その時点におきまして、客観的な状態で判断するべきものと思ひますが、わが国の養鶏は、農林統計によりまして、最近で四百十五万戸の養鶏農家がございまして、その中には法人のものもございまして、五千万羽の飼養羽数を持っております。一農家平均にしますと、まだまことに零細でございまして、十二羽強でございまして、反復継続をいたしまして養鶏をいたしております。農家が、養鶏を業とする者、こゝろにふりかへたいと思ひます。

○芳賀委員 ちよつと聞き漏らしましたが、全国平均すると十何羽といふことになる。養鶏を業とするといふ対象を設ける場合に、これは農林省としてもまさか十羽こそこの飼育をしておる農家が養鶏を業とするといふところまでは言えないのではないかと思ひますが、その点の限界をやや明らかにしておく必要があると思ひます。その点、どうなんでしょうか。

○安田政府委員 御指摘の点につきま

しては、養鶏を業とする者としてしましは、少利数の農家の飼養羽数におきましても養鶏を業とする者といいたたいのでありますが、政府、都道府県が施策の対象としたしつものは、当然に零細農家を含めまして共同事業を行なう者の場合を対象にするのでございまして、あるいは公庫の融資、その他施設の援助、助成、また飼料給与の指導でありますとか、駄鶏淘汰の指導でありまうとか、これは、農業協同組合とか、養鶏農業協同組合でありますとか、また任意の団体でありますとか、何か共同行為をする団体を通じてその補助を行なうということにして、養鶏を業とする者にはあまりまだ制限をしたくない段階であります。しかしながら、優良な品種の鶏を改良普及して参りまするにあたりましては、おのずから拠点もあるかと思ひます。優良品種のものの供給力の点もありますので、それは国、都道府県の施設あるいは孵化業者、種鶏業者の優良なものから反復生産される卵とか、いいひな等を増強いたします等、合理的に判断していくことも必要かと思ひますが、反面、あくまで養鶏農家の養鶏が採算よく農家の経済に役立つように飼育されるのが目的でございますので、私どもの一応の研究といたしましては、現在の飼育規模よりはもっと大きい規模、せいぜい五十羽以上は飼つていきたい。特に、百羽以上になりますと、非常に採算が進むようでございます。だから、今後の施策を考へて、養鶏の経営に行政措置あるいは補助金、公庫融資あるいは技術指導という対象にいたしますものも逐次そういう方向に向

からようにいたしたいと思ふのであります。もし法案をもちましてそれをバックする根拠など等できる機会がありましたらならば、そういう趣旨で大いに運営をいたしたいと思ひます。

○芳賀委員 その次は、種鶏業者と養鶏農家との関係なんです。種鶏業者については法律で明らかになつておるわけですが、今局長のお話もあつたわけですが、養鶏を行なつておる農家が、この法律で示しておるところの標準鶏を飼育して、そうして種卵の生産を行なつておるということになれば、その養鶏農家はすなわちこれは種鶏業者というにもなるわけですね。これは平凡なことのようにですが、この関連を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○安田政府委員 第二条の種鶏業者といふのは、ひなを生産するために種鶏から生産する種卵を反復継続して生産することを業務とする者をいうつもりでございます。先生が今一般の養鶏農家と言われたのは、販売用の採卵または採肉用の鶏を売する場合の養鶏業者といふことと思ひますが、この場合の種鶏業者は、採卵採肉用の養鶏をいふたします方と種鶏業者とが同一の経営体で行なわれることもあるかと思ひます。ただいまのわが国の実態では、種鶏業者といふのは、標準鶏に当たりますもの、あるいはこれに準ずるものも現状では含まれておるわけでございますが、標準鶏またはこれに準ずるもののいい親鶏を他から購入したり、育てまして、そしていい卵を作りまして、これを孵化業者または農業協同組合の孵化事業をやるものに供給する者を言つておるのであります。従いまし

て、おもな例を一つ申し上げますと、国立収場あるいは県の種鶏場、そこから原々種の種卵または種鶏を買ひまして、それを自分でふやしまして、そして卵をとりまして、孵化業者が農業協同組合連合会等の孵化事業を行なうものに売り渡すような、そういう経路になつております。その卵を孵化した組合のひなは、孵化業者または農業協同組合の孵化施設から農家の方へ配付されるようになっておるのであります。そういう業態をそのまま抑えまして、御説明しました段階におきます種鶏業者を「種卵の生産を業とする者」、この規定をいたしております。

○芳賀委員 それはわかるのですが、たとえば、種卵の規定も、標準鶏の雌・雄の交配によつて産卵されたものが種卵でしょう。ですから、この行為を行なう者は、これは種鶏業者であり、同時に、養鶏農家がこの行為をやつた場合においては、これは種鶏業と同一の行為になる。だから、厳密に種鶏業者と養鶏農家といふものを区分するといふことはできないと思ひます。養鶏農家の中でも高度な経営を行なへば、因がきめた種鶏から産卵をさして、その卵は種卵になる。種卵の生産をやる者が種鶏業者であれば、一般の養鶏農家であつても、純粋な種卵の生産を行なつておるといふことが認められれば、これは養鶏農家であり種鶏業者であるといふことになるのですか。

○安田政府委員 お話のような場合で、養鶏農家が標準鶏を飼育いたしまして、その雌・雄の交配から出てきます種卵を生産し得る場合は、種鶏業者ともいふし、その資格もあるといふことでございますが、ここに言ひます標準

鶏は前条第二条の第一項に掲げました七号までの品種でございまして、一般に言ひますと、孵化業者以後の、特に養鶏農家におきましては標準鶏のその次の段階の鶏を持つてゐるわけでありまう。標準鶏は数種であります。その同一種類または二種類の雌・雄から出てきた一世代種までしか標準鶏と言ひないつもりで、また、生物学的に二代種は優良な品質を備へさせないので、一般に養鶏の経営者は標準鶏は鶏としては持たない、その子供である、そういう考えでございまして。

○芳賀委員 これは実際問題とするとだいた問題が出てくるのですね。だから、養鶏全体を振興させて品種改良等を普及徹底させるとすれば、この第二条には標準鶏の種類等が列挙されておりますが、この種類の純粋な交配によつて産卵されたその卵から孵化されたひなを育てて種鶏になるのです。その種鶏の雌・雄の正しい交配によつて産卵が続けられていく、その種卵の生産をやつておる行為といふのは種鶏業者の行為なんです。これは一般農家で、もそういう純粋度を保つていふことを確実にやつておればやれるんですよ。ですから、たとえば局長が言われた、養鶏組合とか農協の養鶏事業の一環として、地域内の養鶏農家に対して委託するとかあるいは指定してこういう種卵の生産をやらせるといふことまで拡大して進める必要は当然出てくると思ひます。そういう要請は当然地方から起きてくると思ひます。これは今後の農林省の指導によつて行なわれるのです。大筋としてはそういうことになると思ひますが、ここに言ひます標準

鶏は前条第二条の第一項に掲げました七号までの品種でございまして、一般に言ひますと、孵化業者以後の、特に養鶏農家におきましては標準鶏のその次の段階の鶏を持つてゐるわけでありまう。標準鶏は数種であります。その同一種類または二種類の雌・雄から出てきた一世代種までしか標準鶏と言ひないつもりで、また、生物学的に二代種は優良な品質を備へさせないので、一般に養鶏の経営者は標準鶏は鶏としては持たない、その子供である、そういう考えでございまして。

○安田政府委員 芳賀先生のおつしや

る通りでございまして、現状は、採卵・採肉養鶏を行ないます養鶏農家では、特に個人としては種鶏業者になるものはほとんどございせん。しかし、農業協同組合や農家の共同事業をもちまして、そのまゝだんだん進展していきまうことは、これは農業の共同化として当然のこととございまして、農林省の施設の方針であります。これは資金その他において援助をすべきものでもありまうし、技術指導等をいたしまして、農協の資金をもつて自力でやつていただくことも望ましいと思ひます。岡山等におきましては相当りつぱなものも現にございまして、ただ、法文に即しましては、別にそれは現状が少なからうといつて拒否はいたしておりまうので、農家が大きな農家で、また標準鶏・雄を飼育して種卵を生産し販売しようとするような農家でありました場合は、当然、利益も不利益も特別に受けず同一に適用される。それが共同行為によりました場合も同様であります。

○芳賀委員 次に進みますが、昨日も政務次官からお答えがありました。これを要約すると、たとえば養鶏振興に必要な飼料の問題等については、昨日の御答弁によると、飼料需給安定法というのがあるから、これを別に振興法で取り上げる必要はないというふうな説でありましたが、一步譲つてそういうことでいくとしても、実際に、国が飼料需給安定法を設けて運用しておる中において、どの程度養鶏の部面に現在の安定法の運営というものが恩恵あるいは利益を与えておるか、その点はどうなのですか。

○小枝政府委員 昨日御答弁申し上げましたのは、大要を概念的に申し上げたので、十分でなかったかと思ひます。特に飼料の問題につきまして、飼料需給安定法によりまして一つの価格の問題あるは需給の問題等におきましてやると同時に、この養鶏法においては、第八條によりまして、資金のあつせんとか指導とかいうことをある程度やつていけると考えておるわけであり

○安田政府委員 先ほどの芳賀先生の、鶏を中心にして飼料需給安定法でどのくらいの操作及び貢献をして

いるかというところでございますが、三十四年度の濃厚飼料を推定いたしますと、鶏用は、ふすまその他の糟糠類、小麦などの穀類、大豆かす等の植物かす類、さらに、イモ類とか、魚かす等の動物油かす類等を入れて、年間約二百二十万トン使っているだろうと思ひます。飼料の種類によりまして、家畜中の鶏の消費します飼料のウェイトが多少違ひますが、糟糠類では、ふすまその他のかす類でございますが、これでは、日本の畜産全部で消費して二割五分くらいだろ

ではふすまだけで約六億円の政府一般会計からの繰り入れをいたしておるわけでありまして、その他大豆かす等におきましては、二千万円くらいの繰り入れをいたしまして、小麦におきましては八千五百万くらい価格安定に使つております。なお、その結果から申し上げますと、対前年同月比にしまして大豆かすでは約一七、ふすまでは二、三、配合飼料で五、強——これは魚かすが高いせいでございますが、その他も大体一年間には一割の値下げをして、価格の変動もあまりないようになっていますと思ひます。

○芳賀委員 次に御尋ねしたい点は、昨日も、鶏卵の価格維持の問題については、政務次官もはつきりした方針をお答えにならなかったのです。政府の考え方というものは、むしろ消費の面に重きを置いて、消費を増進するためにはむしろ安いコストの卵を供給すべきであるという態度をとつております。そうすると、安い鶏卵を消費者に供給するということが第一義的なものであるということになるが、これはあくまでも低価格政策で養鶏振興をやろうということになるのですから、その考えは間違つておるということを指摘したわけなのですが、これが政府提案の法律の一つの精神であるとするれば、

とんでもないことになるのです。この点については、きょうは、一晩お考えになったと思ひますので、もう少し明確な方針を示してもらいたいと思ひます。

○小枝政府委員 きょう芳賀委員からただいまお示しのような御発言がありまして、私の答弁が足らなかつたかと考えますが、私どもの考えをいたしま

しては、鶏卵の低物価政策をどうと将来の養鶏業の発展を考えまして、これが不当に高くなつていくということになつては、需要の面におきましてどうしてもこれに対する圧迫を感じるような状況になつてくると思ひます。そこで、価格を最も適当なところに安定させるということが、現段階をいたしまして、今後養鶏業を一そう伸ばしていくという考え方が正しいとして一番適當であらうかと思ひますので、昨日の答弁に言葉が足らなかつたかと思ひますけれども、これを安んずるに安定させるという考えではないのであります。適当なところでこれを安定させまして、今後生産も農家としてどんどんできる、また消費の面においても差しつかなくこれが伸びていくというところに安定させるのが私どもの考えなのでございます。御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 社会党の考えはむしろ御勉強になつておると思ひますが、第一の点は、コスト問題にしても、養鶏家の所得を向上させながら、一方においては養鶏の経営の合理化というものを進めることによつて、その面でもコストの引き下げを行なう、しかし、そのことは決して卵を安くして農家の所得が下がるのではない、所得の向上の中においてコストの低減をはかる施策を進めるといふことでなければ養鶏振興にならぬ、われわれはそういう態度で来ておるわけですから、従つて、コストの低減については、昨日も申し上げましたが、第一に、えさの占めるコスト部面というものは今局長も言われた通り非常に大きいので、飼料につ

いては、単に養鶏だけでなく酪農もすべてそうでありまして、家畜全体の飼料政策というものを国が主体になつてもう少し強化する、そして飼料の価格の低減あるいは需給安定をはかるということが第一の点です。それから、次は、養鶏の経営上の問題でありまして、それは、法律にもある通り、種鶏とか種卵の改良を速急に普及徹底させて、そして養鶏農家の年間の産卵率を高める、そして生産が高まつたことによつてコストはまた低減する、そういう方法をとる。もう一つは、消流対策の問題でありまして、季節的に考え

ると、季節によつて鶏卵の価格に非常に大きな変動がありますから、これをやはり恒常的に安定させるということには非常に大事だと思ひます。ですから、その調節をする場合においては、たとえば鶏卵の集荷施設の問題であるとか、貯蔵施設の問題であるとか、あるいは養鶏上必要な鶏舎であるとか、そういう設備の問題、こういうものに

対しては、生産者あるいは生産者団体が主体になつて努力することも当然でありまして、なお政府としてもこの面に対して積極的の相当強い助成とか指導をする必要があると思ひます。この点に對しては政府としては何ら明確な態度を示しておらぬわけですから、先ほど局長も言われた通り、一軒々々の農家にすれば平均十羽か十五羽しか飼育しておらぬという。それを対象にしてすぐとらうということはできませんから、やはり、段階としては、その地域の農業協同組合あるいは養鶏組合等がありますから、これを単位として、この組合組織の中で鶏卵の集荷事業をやる、あるいは販売事業をやる、そして貯蔵

等に対しても完全な設備を行なつて、年間の需給の調整をこころはかるようにする。あるいは、五十羽、百羽以上の養鶏農家に対しては、近代的な鶏舎の建設をするようなことについて十分指導を与へまして、必要であれば、鶏舎の設備等に対しては、公庫融資でも系統融資でもそれはいいとして、そういう融資あつせん等についても協同組合や養鶏組合等を通じて行なわしめる、そういう慎重な配慮が必要であると思ひます。この点に對しては、何ら触れておらないのでありますが、いかがですか。

○小枝政府委員 ただいま芳賀委員のお述べになりました、養鶏振興の基本的な、しかも具体的な問題でありまして、この法律には個々の問題について明確にはいたしておらないのでありますが、第八條に、いわゆる助言でありますとか指導でありますとか、その他これに對して必要な処置をとるといふことを記載しております。その趣旨をいたしましては、ただいま芳賀委員がお述べになりましたような具体的なことに帰すると私は考えるのであります。

そこで、ただいまのところ、流通面におきましては、鶏卵の共同販売の推進でありますとか、あるいは規格の設定でありますとかいふことも考えております。さらには、市場対策をいたしまして、荷受け販売体制を改善いたしますとか、あるいは中央卸売市場等による市場を中心として市場の整備を促進するといふようなことも考えておるわけでございます。さらに、芳賀委員のお述べになりましたように、飼料の面におきまして価格の安定と合理化を

はかりまして、養鶏業者に安くこれを手渡しするようになつてきました。も、これは改善に努力する必要があると考えます。さらに、この法律でうたつておりますように、種鶏、種卵の改善をいたしまして、多産系の鶏をふやしていくということも当然でございますし、その鶏舎の改善につきました。

それを、わざわざここに養鶏農家を持ち出してきて、指導と助言をやりましますというの、ちよつと政府提案としてはその体をなさぬと思うのです。こゝろいう第八条のごときは、わざわざここに書きにならぬ方がよかつたのではないかと思うのですが、その点お尋ねいたします。

してはどういう御見解ですか。

○小枝政府委員 この養鶏の肉であり
ますとかそういうものを生鮮食料の調
査会でやるということをや昨日も御答弁
申し上げたのでありますが、ただいま
出しております法律によつて考えます
と、現段階においてはそういうことにな
るのであります。ただいま芳賀委員

ますので、政府といたしましては、これを政府案として修正をいたすこととは困難であると考えます。御意見を聞いては、私も決してそれに反対の考えを持つておるのではないのでありまして、もしこの法律を一そう充実強化する適當なる方法がありといたしますならば、われわれは謙虚に考えまして、

といふような程度で、もつと早くから法的にこれら養鶏業者を保護育成する法案を作るべきであつたと思うのである。けれども、全国の養鶏業者が期待しておるところの飼料の需給安定と鶏卵の価格安定に対して何ら触れておらないことは、この法案の大きな欠点であると思うのでありますが、この点

りますれば融資のあつせん等もいたし
まして、養鶏業の合理化の推進をはか
る、一方におきましては、価格の安定
をはかり、養鶏業者の利益を増進する
ことに努力いたしたい、かように考え
ておる次第でございます。

【小松政務委員】お尋ねになつております点は、これはごもつともだと思つたのです。この中には今の援助というところを書いておるわけなのでございますが、先ほどからいろいろとお述べになつておりますように、養鶏業者に対する問題については、私もまだまだ不

のおしやるように、將來審判會のよ
うなものを作つて、そこでやると一そ
う効果的ではないか、この方がいいの
ではないかというお説には、私どもも
同感でありまして、將來そういうふう
なものになつてくれば、私どももその
つもりで一つ善処いたしたいと思いま

○吉川委員長 神田大作君。
○神田委員長 時間がないうでござい
ますから簡単に要点だけを御質問申し
上げたいと思うのでありますが、日本
の養鶏が非常に農民にとりまして大事

○小枝政府委員 神田委員のお尋ねになりました、今回提案いたしました養鶏振興法なるものがどうも不満足である、その内容においても、特に種鶏・孵卵という点に重点を置いて、養鶏業について政府側の御説明を願いたいと思ひます。

○委員 小枝政務次官から御答弁がありまして、政府案の第八条にごとく述べてあるということですが、第八条というのをお読みになつたのですか。これを読むとあまり内容が空疎であるので私が尋ねておるわけです。これには、「国及び都道府県は、種業業者及びふ化業者の事業場の施設の取

完全なものだということはよく承知いたしております。また、芳賀委員の言わんとしておられるところを推測するのにかたくない問題であるのでありますが、この法律において足らざるところは行政措置として指導・援助をしていくということを考えておるわけでございます。御了承願います。

す。

○芳賀委員 以上問題点について一通り質問をしたわけですが、質問者としては、政府の答弁はわれわれの意に沿うものではないと考えております。ですから、指摘しました数々の欠点がこの法案の中に出てきておりますので、この際、委員会での質疑を通じての問題

な地位を占めておるにもかかわらず、養鶏業者というものは毎年々々かわつてゐる状況にある。たとへば、二百羽を飼つて養鶏をやつてゐる、ところが、卵の暴落等によりまして、あるいは飼料の高騰等によりまして、養鶏業をやめてほかのものにかわつていくといふように、非常に農家が経営してお

者に対する施策がまことに不十分ではないかという御指摘でございますが、これは昨日来しは各委員の御質問にもお答えいたしておるところでございますが、要するに、この養鶏振興法がいろいろな養鶏振興のために必要であるから政府としてもこれをぜひ立法化して提案するということでございます。

得、改良又は復旧に要する資金でこの法律に基く措置を実施するため必要と認められるものの融通のあつせん、養鶏を業とする者の経営の改善のために必要な助言及び指導その他養鶏の振興のために必要な援助を行う）、こういうことでありまして、種鶏業者及び孵化業者に對してはある程度述べており

○英資委員 それから、鶏肉、鶏卵等の需給・消費の拡大等の問題、流通機構等の問題については、政府の方針によると、臨時生鮮食料品卸売市場対策調査会、これは先般法律ができましたのに付随してこのような調査会が設けられておるのでありますが、すべてこれに譲つて、この調査会の結論を得てやり

点については、政府の方で謙虚に検討されて、一応法案を撤回されるとか、あるいは政府として成規の手続をとつて修正等をされて、整つたものを国会において成立するようにされてはいかがですか。あるいはまた、そういう御意思があるかどうか、お尋ねいたします。

る養鶏といふものは突然が激しい。この原因はもちろん飼料の問題と鶏卵の価格不安定の問題にあると思うのですが、今度の法案にはそれが欠けている。もちろん、この法案にありますように、種鶏の改良とか孵卵業者の育成ということとは大事なことでありますから、ぜひこういう者に対してまして

さいまして、われわれといたしまして十分とは実は考えておらないのであります。いまなお今後改善充実にいくべき幾多の施策もあり、また、法律といたしましてこれに明記しなければならぬ問題もあるかと考えるのであります。何と申しましても、こういう重要な法案であつて、前国会におきま

とする者、養鶏業者、養蜂農家に對しては助言と指導をやるというわけである。この融資のあつせんだとか、具体的に共同利用施設に對してどうやるかということは、これは助言と指導です。から、こうやればいいですよくらいのことは今までもされているんですよ。

たいといふことを言われておるのです。が、こういう全般的な生鮮食料を扱うような調査会において具体的に養鶏関係の鶏肉・鶏卵等の問題を取り上げるというのであれば、むしろ、養鶏振興上の何か審議会のようなものを作つて、そこで重点的にやることも効果的な方法だと思ふのですが、この点に對

な時間的にも間に合いかねると思ひますが、政府といたしまして、ただいまのところこの案を撤回する意思はございません。同時に、これを政府によつて修正するといいたしますと、なかなか時間的にも間に合いかねると思ひますが、政府といたしまして、ただいまのところこの案を撤回する意思はございません。同時に、これを政府によつて修正するといいたしますと、なかなか時間的にも間に合いかねると思ひ

私政府が何らかの助成、何らかの指導育成をなさなければならぬのでありますけれども、今日までこれらの者に対してまして何ら手を打つていなかった。非常におくればせながらよく、野卵業者に対する指導育成の面だけの法案が出てきたのであります。私たちといたしましては、できないよりはありました。

しても議員提案で一応提案せられま
したし、政府としてもこういう法案を一
応起案いたしましたして提案の用意をする
というところまで参つておつたのでござ
いまして、この臨時国会に何とか間に
合わせたい、こういうふうな熱意をも
つて実はこれを起案いたしましたして、
ようやく提案に間に合寄せたやうなわ

らの問題等につきまして今後速急に改善を行なう、政府がそういうかたい決意を持つて、今まで置き去りにされておったところの養鶏事業の振興のために特段の努力を願いたいということをつけ加えまして、時間が参りましたので私の質問を終わりたいと思います。

○吉川委員長　養鶏振興法案に対する

第十五条第二項若しくは第三項」を加え、同条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十一条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の過料に処する。

(ふ化業者の登録)

第七条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 ふ化場の施設で農林省令で定めるものが農林省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 種卵のふ化に関し農林省令で定める経験を有する者で種卵をふ化する事業に常時従事するものが一人以上置かれていること。
- 三 ふ化業者は、前項の登録を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

は、その名称、住所並びにその代表者の氏名及び当該業務を執行する役員（の氏名）

二 ふ化場の名称及びその所在する場所

三 ふ化場の施設で農林省令で定めるもの

四 ふ化場において常時種卵のふ化に従事する者の種卵のふ化に関する経験

五 その他農林省令で定める事項

三 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。

一 第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消を受けた日から二年を経過しない者

二 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）若しくはこれらに基く命令の規定又はこれらに基く処分

に違反した日から二年を経過しない者

三 法人であつてその役員のうち前二号の一に該当する者があつたもの

四 登録は、登録簿に農林省令で定める事項を記載して行い、登録をしたときは、その旨を公示するものとする。

簿の当該ふ化業者に係る部分の写を当該他の都道府県知事に送付しなければならない。

六 都道府県知事は、登録をしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、申請者に対し、その理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。

八 登録ふ化業者があらたにふ化場を開設するときは、あらかじめ当該ふ化場が前条第一項各号の要件に適合する旨の当該ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

二 前項の場合において、当該ふ化場が登録ふ化業者の住所のある都道府県以外の都道府県の区域内に開設されたものであるときは、同項の確認をした旨又は確認をしない旨の決定をした都道府県知事は、その旨を登録ふ化業者の住所を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。登録ふ化業者のふ化場が当該登録ふ化業者の住所のある都道府県以外の都道府県の区域内にある場合において、当該都道府県知事は、当該都道府県知事が当該ふ化場につき登録ふ化業者が第十条第一項第一号から第四号までに掲げる事由に該当すると認めるときもまた同様とする。

第九 登録ふ化業者は、第七条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、農林省令で定めるところにより、遅滞なく、その者の住所を管轄する都道府県知事及び当該変更に係るふ化場の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

二 登録ふ化業者が次の各号の一に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から二週間以内に、当該登録ふ化業者の住所を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

一 登録ふ化業者が種卵をふ化する事業を廃止したときは、その者

二 登録ふ化業者が死亡したときは、その相続人

三 登録ふ化業者が法人である場合において、合併により解散したときは合併後存続する法人又は合併以外の理由により解散したときはその清算人（破産による解散の場合にあつては破産管財人）

第十条 都道府県知事は、登録ふ化業者が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 ふ化場が第七条第一項各号に掲げる要件に適合しなくなつたとき。

二 あらたにふ化場を開設した場合において、第八条第一項の規定による確認を受けないで当該ふ化場において種卵をふ化する事業を行つたとき。

三 偽りその他不正な手段により確認又は登録を受けたとき。

四 この法律若しくは家畜伝染病予防法若しくはこれらに基く命令の規定又はこれらに基く処分

に違反したとき。

二 都道府県知事は、登録を取り消したときは、遅滞なく、当該登録の取消を受けた者に対し、その理由を記載した文書をもつてその旨を通知するとともに公示しなければならない。

三 都道府県知事は、登録を取り消した場合において、登録の取消を受けた者が他の都道府県の区域内にふ化場を開設しているときは、当該他の都道府県知事に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第十一条 登録の有効期間は、三年とする。

第十二条 登録及びその取消の効力は、全都道府県に及ぶ。

第十三条 この法律に規定するもののほか、確認及び登録の手続その他確認及び登録に関し必要な事項は、農林省令で定める。

(登録ふ化業者の義務)

第十四条 登録ふ化業者は、農林省令で定めるところにより、ふ化場ごとに、種卵の購買及びふ化、ふ化したひなの販売並びに鶏の伝染性疾患に関する事項を明らかに記載し、かつ、ふ化場の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

二 登録ふ化業者は、鶏の伝染性疾患の発生予防又はまん延の防止のため、種卵の購買、ふ化場の施設の消毒、ふ化したひなの販売等につき充分に留意しなければならない。

(登録ふ化業者に対する措置命令)

第十四条 都道府県知事は、登録ふ化業者がこの法律に規定する義務

を履行して、いないと認めるときは、当該登録ふ化業者に対し、当該義務を履行させるため必要な措置をとるべき旨を命ずることができ。

(登録ふ化業者の表示等)

第十五条 登録ふ化業者は、登録ふ化業者である旨の表示をし、及びその者のふ化場でふ化した鶏のひな又はその容器包装に、当該登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示を附することができ。

2 前項の規定による場合を除き、何人も、登録ふ化業者である旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示をし、又は登録ふ化業者のふ化場でふ化したものでない鶏のひな若しくはその容器包装に、登録ふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなである旨の表示若しくはこれに紛らわしい表示を附してはならない。

3 第一項に規定する表示の附されている容器又は包装材料は、その表示を消した後でなければ、当該登録ふ化業者以外のふ化業者のふ化場でふ化した鶏のひなの販売の用に供してはならない。

(立入検査等)

第十六条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、登録ふ化業者から、その者の業務の状況に報告を求め、又はその職員に、その者の事務所若しくはふ化場に立ち入り、施設、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査

査する場合に、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(養鶏振興審議会)

第十七条 農林省に、養鶏振興審議会を置く。

2 養鶏振興審議会は、次に掲げる事項について、農林大臣の諮問に応じて答申し、又は農林大臣に建議することができる。

一 鶏の改良増殖に関する事項
二 養鶏経営の合理化に関する事項

三 養鶏生産物の規格の設定その他流通の改善に関する事項
四 養鶏生産物の価格の安定に関する事項

五 養鶏生産物の輸出に関する事項
六 養鶏生産物の加工業の振興に関する事項

七 養鶏生産物の消費の増進に関する事項
八 その他養鶏振興に関する重要事項

3 養鶏振興審議会は、委員二十人以内で組織する。

4 委員は、養鶏経営、鶏の改良増殖、種卵のふ化及び養鶏生産物の処理、加工、保管、出荷、販売又は消費に關し學識経験を有する者の中から農林大臣が任命する。

5 養鶏振興審議会に会長を置く。

6 会長は、委員の互選により選任する。

7 会長は、会務を総理し、養鶏振興審議会を代表する。

8 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代行する。

9 委員は、非常勤とする。

10 前各項に定めるもののほか、養鶏振興審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(国及び都道府県の行い措置)

第十八条 国及び都道府県は、優良な資質を備える鶏の効率的な普及を図るため、その生産に係る標準鶏のひな並びに標準鶏の雄及び雌の交配に係る種卵を、経験の程度、事業能力、鶏の飼養施設の状態、飼養施設における鶏の伝染性疾患の発生状況等を勘案して適当と認め

る種鶏業者に対して配布するよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、養鶏の振興を図るため、積極的にこれに必要な試験研究及び技術の普及を行うとともにこれらを助長するものとする。

附則を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、登録及び養鶏振興審議会に關する規定は、昭和三十

五年四月一日から施行する。

2 農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中中央生乳取引調停審議会の項の次に次のように加える。

養鶏振興審議会(養鶏振興法(昭和 年法律第 号)によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

○吉川委員長

まず修正案の趣旨について提出者の説明を求めます。石田君

○石田(有)委員 私は、自由民主党、日本社会党、社会クラブ及び民社クラブを代表して、修正案を提出いたしました存じます。

修正案及び修正案に關する要綱はお手元に配付いたしておりますので、それをごらん願いたいのであります。これが、この際簡単に修正案の趣旨を弁明することにいたします。

養鶏振興法案は本年四月四日に国会に提出されました。以来今日まで継続審議をして参つたのであります。この養鶏振興法案は標準鶏の制度を中心としたものであります。これは実質的には種鶏を中心とする制度でありまして、本法案は養鶏農家にひなを販売し

ております。養鶏業者に關する規定、養鶏経営を安定させるための総合的な見地に立つた対策に關する規定に欠けており、養鶏振興の見地から言つてかなり不十分なものと思われらるのであります。従ひまして、本修正案におきましては、以下申し述べます諸点について法案を修正することにより、養鶏の振興をはかり、ひいては農家経済の安定と国民の食生活の改善に資することが必要であると思われるのであります。

以下簡単に修正案の内容を御説明申し上げます。

第一に、孵化業者の登録の制度を設

けることといたしました。すなわち、都道府県知事が優良な孵化業者を登録することといたしました。ことに、これと関連いたしました、登録孵化業者の義務、都道府県知事の措置命令等を定め、また、登録孵化業者の表示に關する規定を設け、この規定に従つて表示ができる場合のほかに、この表示またはこれとまぎらわしい表示をすること

を禁止することといたしました。これによりまして、養鶏農家が安心してひなを購入できるようにいたしましたのでございませう。

第二に、養鶏振興審議会を農林省に設けることといたしました。この審議会におきましては、養鶏関係各界の学識経験者により、養鶏振興に關する重要事項について大所高所から検討を行なうことといたしました。これによりまして、今後養鶏振興に關する諸施策を効果的に推進する基礎を固めて参りたいと思つております。

第三に、国及び都道府県が行ないます措置を政府提出の法案より拡大いたすことといたしました。すなわち、養鶏経営の改善、養鶏生産物の流通各段階の改善及び消費の増進について、必要な経費の補助、融資のあっせん等ができるものとするほか、養鶏振興に必要な試験研究、技術の普及及びその助長の措置、優良な資質を備える鶏の供給を十分に確保するための措置等を加えることといたしました。

以上が本修正案のおもな内容でございます。何とぞ御賛成を賜わらんことをお願いする次第でございます。(拍手)

○吉川委員長 以上をもちまして修正案の趣旨説明は終わりました。

本修正案について、内閣に対し、意見を述べる機会を与えます。小枝政務次官。

○小枝政府委員 ただいま満場一致の提案によりまして養鶏振興法に対する修正案が提出せられました。これに対し政府の所見を申し述べたいと存じます。

本案につきましては、慎重検討したい点もあるやに思われるのでございますが、しかしながら、養鶏振興そのものには異存はないのでございまして、本修正案が国会を通過の暁におきましては、これに規定される個々の事項については、適切に運営いたし、善処いたすつもりでございます。

○吉川委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に付しますが、討論の通告がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、修正案について採決いたします。修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、修正部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○吉川委員長 起立総員。よって、本

案は修正案の通り修正議決すべきものと決しました。

次にお諮りいたします。すなわち、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましても委員長に御一任願いたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○吉川委員長 この際、理事の辞任及び補欠選任に関する件についてお諮りいたします。

すなわち、理事高石幸三郎君より理事を辞任したしき旨の申し出がありまします。これを許可することとし、その補欠選任に關しましては委員長において指名いたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○吉川委員長 御異議なしと認めます。よって、理事に本名武君を指名いたします。

午後一時より再開し、運賃問題等の調査に入ることとし、これにて休憩いたします。

午前十一時五十七分休憩

午後一時五十一分開議

○吉川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

農林水産物の振興に関する件につきまして調査を進めます。

農林水産物の輸送並びに運賃問題に關し質疑の通告があります。順次これを許します。

○松田鐵蔵君 松田鐵蔵君 ます私は運輸大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

運輸大臣は今の私どもの政界における人情大臣としてはどうかと党意識を發揮した行政を行なつておられることを、日ごろ非常に尊敬しておるのであります。これはどこでもそのようにならないければならぬと思ひますが、たゞは農林大臣においても同様であります。あまりに部下の話をそのまま率直に聞いて、そうしてすべての行政をやつていく、これは、一面、政治家として大臣として当然のことだと思ひます。委員会においてもあまりに行政にタッチするようなことを一々取り上げてやるということも、委員会としても私も非常に反省していかなければならぬことだと思つておるのであります。ただいま申し上げるうちに、運輸大臣は、われわれの同志として、また先輩としても、政治家として大きな氣持を持つて運輸行政にタッチされておるのであります。一例をあげるならば、個人のタクシーに対する許可を与えたような、ほんとうにうるわしい行政もやつておられる。これに対して運輸当局は非常な抵抗を来たしたにもかかわらず、あれをあげてやられたというところで、すべての点で政治という面をよく考へてやつておられるのであります。たゞは、あなたのだの判一つで許可される立場にある日通の取扱料の値上げという問題に対して、きよりの新聞には、運輸大臣はそれを許可する方針であるという談話が発表されており、また、企画庁長官のま

だそこまでいっていいないというふうな談話も発表されておるのであります。

運輸行政に対して当委員会においてとやかく申し上げる必要はないと思ひますが、この通運業界に対して、あなたの立場から見ても、いさ少し通運行政というものがあつたかといふ手差し伸べてやつていただきたいと思ふのであります。五百四社ある現在の通運業者が、ただ一社だけがマル通であつて、あとの五百三という通運業者が非常に困つておられる。それは年末までに何とか許可がおりるのだ、また指導がそこまで行き届いたという交互計算の問題、これらは今年の年末までにでき上がるのだ、指導の上においてこれが許可されるのだという指導をされた。ところが、いま一つは、引換証の整理保証事務というものがこれまで明年の一月までにはどうにか整備されるという段階にまで指導されたということでありまして、喜んでおりますが、これはまだ不完備のものであらうと思ふのであります。こういう点に対しては、せつかくの御指導をますます願つておかなければならぬことだと思ひます。ところが、この日通の取扱料の値上げを運輸大臣に要請された当時において、私どもに日通を初めあらゆる業者の代表が参りまして、取扱料の値上げに対する賛成をしてくれという陳情があつたのでございまして。この陳情を承つておるうちに、あまりにもばかばかしいことを君らは考へておるじやないかと私は注意を促してやつたのであります。それは、投下資本百八十億をおろしておる日通と、五百三社が全部まとまつて三十億よりない一般の通運業者と、太刀打ちができるものじやない。それが、あの料金によつて値上げを要求されたときは、目先の欲をもつて君らは

要求されるが、君らの首を締められることを考へておるじやないかという議論をしてやつたところが、初めてその理由がわかつて、最後には、私どもにはこの料金は上げなくてもいいから何とか日通並みのわれわれに扱ひをしてもらいたいという議論に変わつていつたのであります。しかし、今物価が幾ら押えても押えても上がりきみになつております。経営長官は非常に苦労されておることだと思ひます。そこにおいて幾分の値上げを考へていかなければならぬことであらうとわれわれは存じますけれども、日本の経済全体から見てもあまりにも飛び離れたあたり方をしてもらつては困るじやないかという考へ方をわれわれは持つておるのであります。とにもかくにも、一番先に重要なことは、運輸行政から見ても、マル通以外の通運業者に対する交互計算の問題、引換証の整理保証の問題、これらに対していさ少し親切に指導を願つて、完全な業態にさしていただけるようにすることが一番大事であらうと思ふのであります。この点に對する運輸大臣の考へはどのようになつておられるか、率直に一つ御答弁をお願いしたいと思ふのであります。

○檜橋國務大臣 ただいま松田委員のおつしやいました、つまり、日通と全国通運の間に大きな経済的な差違があり、また、その活動範囲、負担しておるすべての業界における仕事の量等につきましても非常にアンバランスがあることは私も認めておるのであります。日通の今の行き方といひますか、今の形態がはたして日本の経済全体のバランスの上から言つて妥当であるか

どうかという事は、再検討を要することであらうと思ふのであります。ただいまおつしやいました交互計算の問題も、実は、御指摘のように、この問題は、全国通運の方、つまり日通外の方にとつて重要な問題でありますので、数日前、十八日に私が決議をいたしました、それに対する認可を与えたのであります。従つて、今日の通運業者、ことに中小の通運業者というものは非常に困つておりました、約半数近くは配当もできないというふうな状態であり、かつまた、働いておる人の賃金等が一万五千円ぐらいの低賃金でありまして、非常な窮状にあるのであります。従つて、通運料金の問題でありますけれども、この通運料金は、御存じのように、昭和二十八年の四月に改定されてから、以来七年近く経過をいたしておりますが、その後における賃金の高騰、あるいは非常な物価騰貴等を来たして、経営の面に非常な窮状を来たして、おることは委員の皆さまが御存じの通りであります。現行の認可料金は、昭和十一年を基準といたしまして倍率を求めますれば、約百五十四倍であります。たとへばガスを例といたしますれば、ガスは二百四十七倍、郵便は三百三十三倍、船のごときは五百五倍、トラックも二百八十七倍、あるいは新聞は四百九倍、こういうふうに、他から見ますと、この点は実は非常に低いと思はれるのであります。従いまして、全般的に経営の面におきまして非常に人件費を削減して経営をやつておるというところに経済基盤の弱体があるのであります。そういう点において、通運事業を今後近代化的経営の面に持つていく等のこ

とからいろいろと指導はいたしておりますけれども、基本的に七年間据え置かれておる、これらの状況等を勘案いたしまして、これに配慮を加えなければならぬという段階になつておるような次第であります。

○松田(鐵)委員 大臣は、日本のあらゆる統計から見た通運料金ということをやりたい御説明になつて、これを改定しなければならぬというふうな御意見を持つておられます。この点に対しては、その議論からいいますとこれは当然であらうと考えるのであります。が、通運業界の五百三社というもののうち、半分は非常な赤字であり、半分はどうかやつておる。マル通は、そこへいきますと、年一割四分の配当をされておる、これから設備の改善をする場合においては、三〇%の収入があるげられるであらうという議論まであるものであります。投下資本を百八十億も出しておるマル通であります。よつて、近代化もできることであらうし、あらゆる設備もできることであらうが、現在一割四分も配当されておる。一割の配当ということになつたならば、資本金と同額の利益がなかつたらあつた大きな会社は一割の配当はできないうであらうと私は考へております。これは日本の経済の常識であります。そこへいきますと、一割四分なり一割二分なりの配当をされておるといふマル通は、投下資本の額が多いのと、あらゆる設備ができ上がつており、またやり得る力がある、こういう点から言つたならば、マル通の手数料の値上げというものはちよつと合点がいかないことであらうと考えるのであります。むしろ大臣のほんとうに心配

される点は、中小業者の破産に類するものや、または、よりやくわづかの配当のでき得るようなものを育成していくことが政治でなければならぬのでなからうかと私は考へるのであります。こういう面から言つて、適正な取扱いの値上げというものの対しては、私はあえて反対するものではないのであります。が、こういう点をよく勘案されていかなければならぬであらうと考えるのであります。

そこで、前段に戻りますが、私が中小業者である通運業者に対して申したことは、あなた方は何で企画庁長官に對して要請をしないか、この話をしたのであります。それは、政府のあらゆる機関、たとえば農林省であらうと防衛庁であらうと、または専売のたばこであるうと、あらゆる政府の關係してある物資は日通一本に流れておる。取扱いをさしておる。こういう点は、私は企画庁長官によくお願いして意見を求めてみたいと思ふのであります。これは、会計法に、「各省各庁において、売買、貸借、請負その他の契約をなす場合においては、すべて公告して競争に付さなければならぬ。但し、各省各庁の長は、競争に付することを不利と認める場合その他政令で定める場合においては、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は隨意契約にすることが出来る。」、こういうことになつておる。これが災いしてか、この一つの会計法という法律の中から言つて、各庁の間ですべての物資について日通に元請をさせておる。ここに私は議論があるのではないかと思ふのであります。同じ日本国民であり、同じ権利を持つ通運業者でありながら、

政府の、また政府が關係するすべての物資が日通一本に行つておるといふところに通運業界の衰微があるのではないかと思ふのであります。この点を企画庁長官としてよくお考えを願ひたいと思ふのであります。私は、一々農林大臣にこのことを申し上げる必要もないと思ふ。また、専売公社に申し上げる必要もないと思ふ。あらゆる行政機関に對してそういう申し入れをする必要はないじゃないか、ほんとうに日本の経済というものをよく考案されたならば、企画庁長官としてこの調整を行なつていただかなければならぬのでなからうかと考へるのであります。また、運輸大臣も、せつかくわが子である通運業界の者が苦しみつつあるとするならば、一方は一割二分なり四分なりの配当をしておるというものを現実に見た場合においては、企画庁長官とお話し合ひを願つて、これは正をしていただくようにしなければならぬのでなからうか。ただ、ここには、一番最後に、「又は隨意契約にすることが出来る。」とある。本質はどことも競争に付さなければならぬ。そして、これが実行されていぬ。そこで、運輸大臣の先ほどのお話の通りに、交互計算が認可され、引換証整備保証事務がもつとつと整備されていったならば、マル通と他の業界の者に何も差がないということになるであらうと思ひます。こういう点から言つて、「隨意契約にすることが出来る。」という一番最後のものが道でもつて政府關係のあらゆる物資をマル通に元請させておるということが、私は非常に誤つたことであらうかと思ふのであります。これに對して企画庁長官及

び運輸大臣がどのように親切に取り扱つていただけるかという、その御意思を御発表願へれば大へんけっこうだと思ふのであります。

○菅野國務大臣 今回の通運料金の改定の問題が起つて参りましたのは、お話の通り、日通以外の小運送業者の経営困難というところから起つてきたと思ふのであります。従つて、それを何とかしなければならぬということ、運輸省でいろいろと御配慮をしてきたことと思ふのであります。そういう意味において、實際経営困難ならば何とかしなければならぬ、すなわち、通運料金の改定をしなければならぬと考へておるのであります。しかし、同時に日通の経営にもその料金の改定が影響するのであります。そういう点において松田委員はいろいろと御心配になつておられると思ふのであります。そこで、官庁の物資を日通に取り扱わせるということについては、これは今までのいろいろな伝統や何かでそういうことになつておると思ふのであります。これがたして日通にやらすことがいいのか悪いのかということ、は、運輸省なりあるいは農林省なり専売公社などのそれぞれのお考えで日通にやらした方がいいということをやつておられることと思ふのであります。その点について私どもからとかく申す権限も実はないのであります。しかし、日通でやらすこと自体はほかの小運送業者をして困難ならしめるといふことであらば、その点については、今後運輸省などにおいても特に御考慮を、私からもお願いいたします。こゝ存じておる次第でございます。

○橋樑國務大臣 今菅野長官からお答へになりましたが、松田委員のおつしやいますことはごもつともでありまして、ただ、日通が一割四分の配当をしておるといふこと、これは私も非常に注目をして、内容を調べて、かつまた、今日の経済界の現状においてどういふことで、そういう大きな大きな配当をして、おとすことを調べ、通運関係においての厳密な計算といふものは一体どういふ事態になつておるかといふことも調べてみました。大蔵省等に出して、書類等も調査せしめたのでありますが、通運に関する限りは日通は赤字でありまして、他の付帯しているいろいろなトラック業その他の事業の方から収益をあげてこれを補つておるといふ状態でありまして、従つて、今日の物価の情勢、その他、申し上げましたような、七年間据え置きされておるために起つてくる人件費その他の高騰による重圧等から、どうしても通運業者といふものをこの機会に最小限度において保護してやらなければならぬ。初め通運業者が出した案によりまして、五十億七千万の計算になりますが、これは、荷主その他の立場等を十分に考へて、押えるだけ押えてやるということ、大体今出ております結論は二十七億までこれを押えておるのであります。この中で、日通が約六割くらいの増収になると思ふのですが、日通では先般ストライキが起つて、これに対する賃金ベース等の改善によりまして、このあげられた金も、端的に申しますとほとんど人件費に食われてしまふといふことも実は聞いておるのであります。日通が持つております通運に関する

独占的な行き方というのに対しては、終戦後においてあらゆる企業体が解体をされておる中において、日通がこれだけの強大なものとして貨物を独占しておるといふことは、私も実は不思議に思つておる。率直に申し上げまして不思議に思つておるのであります。今、経済企画庁長官の申されましたように、いろいろと過去の歴史等があつて、あるいは、日通それ自体にいろいろな貨物を扱はせることが、能率的にもあるいは経済的にもいいといふことを官庁側も考へてやつておるのであると、実は推測するのであります。と申しましたことは、反面から言へば、日通外の通運業者といふものが、あまりにも脆弱であり、分断的であり、連絡がない。従つて、これに対抗すると言つては語弊がありますけれども、やはりこれらの人たちを保護しなければならぬといふことで、交互計算に対する断案を下しまして、全国的に交互計算ができて、ここに一つの、日通に対抗し得ると申しますか、そういうことによつて、中小の通運業者といふものは、相互連絡があつてこれが有機的に結合していけば、必然的に貨物の配分その他を考へてやると私は信ずるのであります。通運事業そのものの合理化によつて、あるいは低廉な競争も、サービス等の点においてもいくのじやなからうか、こういうことを考へるのであります。私が、私は、その問題はまた別途に、運輸行政として高い見地から、また日本の経済構造をどう持つていくかといふような建前から、ぜひとも再検討してみたい、こういうことを申し上げる次第でございます。

○吉川委員長 倉成君に関連質問を許します。
○倉成委員 企画庁長官にちよつと尋ねたいのですが、ただいま、運輸大臣のお話の前に長官から、このたびの運賃改正は日通以外の経営が非常に苦しいという点から起つてきておる、こういうふうにお話がございましたけれども、この点は私も思つて非常に重要な御発言であつたと思つてございします。と申しますのは、この委員会でいろいろと議論をして参りましたときに、日通の経営というものが相当大きなウェイトを占めて議論しておりましたが、両大臣で非常に御認識が違つておると思つた、その点ちよつとだけ伺つておきたいと思ひます。
〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕
○菅野國務大臣 通運自体においては、ただいま運輸大臣の言われた通り、日通においても赤字であります。その点私も同じであります。表面は一割四分配当しておりますから、その点において経営は決して困難ではないといふことを申し上げたのであります。
○倉成委員 関連してでありますから、一言だけで終えておきたいと思ひます。先ほどの大臣のお話は、このたびの日通の料金値上げは、日通以外のものの経営が非常に困難だ、こういう点から起つてきておる、特に非常に賃金ベースが安い、そういうのを裏づけるような御発言だつたと思つたのであります。今の御説明といたふ内容が違ひますけれども、もつとお話したかったですと思ひます。

○菅野國務大臣 私は、一つも内容は違つていないと思つてあつて、日通が一割四分配当をしておるといふことを自分を見れば、経営はうまくいつておるといふことなんであつて、通運自体については赤字だといふことは、運輸大臣が言われた通り、私もそれは認めておるのであります。
○松田(鐵)委員 私は企画庁長官にお尋ねいたしますが、先ほどのお話によりますと少しはお考えが違ひのじやないか。私も、年々の立場において、国の予算は大蔵省がやるのであつて、国の経済計画というものは企画庁長官の手によつてやられるのだといふ考えを持つておるのですが、この点は間違ひがございしますか。
○菅野國務大臣 お話の通り、日本の経済の動向あるいは基本政策というものは経済企画庁がやるのであります。財政的の方面は大蔵省がやるというのであります。

○松田(鐵)委員 そこで、あらゆる経済の動向を企画庁長官として見ていただかなければならぬのであつて、この通運業界における値上げの問題に対しての長官の談話を私はききようの新聞で見まして、わが企画庁長官なりという考え方を持ったものでございします。あなたに直接聞いたんじやなくて新聞でですけれども、いましばらく待つてくれ、もう少し研究しなければならぬといふ談話であつたと思ひます。ところで、今の橋樑大臣のお話からいきまして、中小の通運業者は、非常に困つておるものと、それから、どうにか経営をしておるといふようなものがあると思ふ。こゝまではおわかりになります。われわれは、今までの委員会での経過なり、または業界からの陳情なりから見ても、その理由はどこにあるかといふことから言つたならば、政府機関のあらゆる物資が日通一本に行つておるのであるがゆゑに、一般の業界の者は困つておるといふ現実の姿の把握をしておるのであります。こういう点から言つたならば、今直ちに御答弁を願ふといふのじやございませぬ、いま少しこの点の御研究を願つて、通運業界の他の五百三社といふもの困つておる状態をよく把握願つたならば、先ほどのような、農林大臣やほかの大臣にお話を下さるというのじやなく、はつきりと経済の動向を把握されて企画庁長官は断を下してやつていただけるようになるのが、私は自民党内閣の企画庁長官としての使命じやなからうかと思つたのですが、こういう点は私の考えが間違ひでございします。この点を一つ承りたいのでございします。

○菅野國務大臣 けさの新聞に私の談話が出ておりますが、だいたい内容は私が話したことと違つておるようであります。私は、今通運の料金の改定の問題につきまして運輸省と農林省と通産省といふいろいろ話し合ひをしておりまして、この話し合ひがまとまらなければ経済閣僚懇談会にかけるわけにいかぬ、というところを申し上げたのであります。その話し合ひがまだまとまらなかつたという報告を聞いておりませぬから、それであれば今すぐ経済閣僚懇談会にかけるわけにいかぬ、なお、一月一日からこの通運手数料の値上げをするという、これも誤りらしいのであります。運輸大臣の談話が夕刊に出ておりましたので、一月一日から上げることがあるかと思つたから、それは私は断じて反対だ、それは、先般

ガス料金の値上げのときにも、ガス料金値上げ以外の公益事業の値上げは当分見合はしてはいいというのを私は閣議でも発言いたしております。従つて、通運料金の値上げを一月一日からするということについては、それは私は反対だ、こういうことを言つたのが、ああいう記事の間違いになつたんじゃないか、こう思ふのであります。

そこで、なお、次のお話の件であります。私が、私の方でいたしましては、通運手数料金というものを幾ばくにしたならば日本の経済の発展に対して支障を来たさないかというのをいろいろ査定をしあるいは論議をするところでありまして、それによつて運輸省もまた同意されれば大体この料金が確定するのであります。そこで、これを運輸業者のだれにやらすかということ、これは私の方では権限がないのであります。それは農林省なりあるいは政府機関がやることであつて、そこまでは私の方で介入することは越権行為になると思ふのであります。

○松田(鐵)委員 橋樑大臣からも先ほどお話のあつたように、通運料金だけでは日通は赤字のように思われる、その他の事業によつてマル通は一割四分の配当をされておるのだ、こういうお話でございますが、そもそもマル通というものは何をやりになつておるかというならば、まず倉庫と自動車、これがおもなるものであらうと思ひます。あとは取扱です。農業倉庫から農業倉庫まで移すものは食糧でございます。よつて、これは他の農業協同組合のトラックさえ使うことができないのです。こういうのが現実の姿でございます。あらゆるものが、生産されて集

荷された米でさえも、農業協同組合のトラックがこれ運ぶことができない。こういうことはどういふことかと申すのです。こんな不便なことではないであらうと思ひます。日通が政府及びその関係の品物を一手に元請をしておるがゆゑに、同じ通運業者はもちろんのこと、他の業界のものは一指も触れるわけにはいかないというものが、今日の日通の一割四分の配当をさしておる主たる財源であるということになつたら、これは大へなことであらうと私は思ふのであります。あれだけの資本を投下しておる日通だけが

一割四分、あとは赤字になる、またはよりよく経営でき得るのだという面から見れば、ここにおいて非常な問題が起るのじゃないかと思ふのです。私に陳情のあつた北海道の通運業界の者は、このままの運賃・手数料でもけっこうであると言つておる。私も、改善をしていくためには幾分の料金は上げてもらうことを非常に希望するが、もし政府機関の荷物を競争入札をして取り扱わしてもらへるならば、われわれはもつとも親切に取り扱つて、完全なる黒字をもつてやつていけるのだ、こう言つておる。そういうものを取り扱わしてもらへるならば、多少の値上げをしてもあらうことは非常に希望するが、われわれは立ち上がつていけるのだ、運輸行政にもマツチして、交互計算であらうと、何でもやつていけるのだ、こういう議論であります。これは、日本の経済から見て、企画庁長官としても大いに考へてもらわなければならぬ議論ではないかと私は思ふのでございますが、こういう点もやはり企画庁長官として何ら

タッチしなくともいい議論なんぞございまいしょうか。何よりもあなたを一番たよりにしておるのでございますから、こういう点を少し親切に御答弁願へば、非常にけっこうだと思ひるのでございます。

○菅野國務大臣 今松田委員のお述べになつた通り、私も全く同感であります。従ひまして、この通運料金の改定に際しまして運輸省からいろいろお話があつたときにも、まずこの日通の問題を解決しなければならぬのじゃないかという意見を私の方からも申しておるのであります。従つて、私の方からは、とにかく、料金の改定については、まず企業経営の合理化とサービスの改善を前提として料金の改定をしなければならぬというのを運輸省へは進言しております。日通に対しては私からそういうことを言える権限を持つておりませんから、運輸省には、そういうことで一つ料金の改定をしてもらつたらどうですかということを私の方から進言しておるわけであり

す。○松田(鐵)委員 他の委員もおりますから、私はかりやつていてもいけません。が、企画庁長官は上手に逃げておられて、これは、私も手合はるがゆゑに、この辺はあとから委員会でもよく話し合ひをしていきたいと思ひます。が、私どもの考え方はそういうことでございまして、特に政府機関の荷物というものの十分の考慮を払つていただくこと、これは運輸大臣にもまた御協力を願ひたいと思ひるのであります。そこで、これは農林大臣がむしろ来てくれなければよかつたと思ひのですが、

ただいまの議論からいまして、大臣の所管にある、たとえば食糧であらうと、あらゆるものがあります。こういう点は、一つ企画庁長官及び運輸大臣ともよくお話しを願つて、業界をまじめな企業に持つていくという建前から、今までの考え方を改めて、サービスを十分させるように指導して、そうして、食糧庁の品物であらうと農林省関係のものであらうと、競争入札なり指名入札なりさせてやつていただくようなお考えを持つておられるかどうか、こういう点を御答弁を願ひたいと思ひます。

○福田國務大臣 松田委員のお話を承つておりましたが、まさに私も同感の点が多々あります。ただいまお話し、日通が独占しておるという問題でございますが、これにつきましては、日通が広く全国的なサービス体系を整えておる、こういう点から見まして、も、そういう傾向を持つという根拠は私はあると思ひます。しかし、お話のような点もありますので、私どもは、さういふことがうまくいきますかどうか、これは行政執行上の問題といひまして十分気をつけていかなければならぬ問題だと思ひます。十分検討させていたきたいと思ひます。

○松田(鐵)委員 実は、私が前段申し上げたような深い内容に対しては、大臣はお知りになつていない。これはまた当然だと思ひます。そういうことを大臣が一々知つてゐる必要はない。ところが、食糧の点についても、私どもが計算いたしましたも全然わけのわからぬ金額がそこに載つておるものもあるのです。これは、日通から言わたならば全国の計算の費用だということになる

だらうと思ひますが、そういう点もあるのです。私どもの納得のいかなない点もある。しかし、今そこを自分は知つておりますけれども、抑り下げてそこまで議論するのは私どものすべき問題じゃないと思ひます。それから、いま一つ、はなはだしいのは、これはこの前も局長さんにお話し申し上げたのですが、運輸大臣にも申し上げておきたい。名前をあげてもけっこうでございますが、釧路に三輪運送という通運業者があります。これは北海道においても有数の実業者でありまして、あらゆるものが完備しております。ところが、日通は、これに対して、あらゆる物資について、計算を度外視して、三輪運送の扱料より五十円安くやつてゐる。こういうふうに民間つまり中小企業者に対する圧迫を加えるようであつては、小さな中小企業者というものは立つていけないんじゃないか、こういう点もあります。こういう点も十分一

つ監督をして御注意を願つて、これからさういふことのないように、やはり通運業者というものは一体となつて正しい企業と経済をやつていかなければならぬのでありますから、こういう点を一つ考へてもらひたいと思ひるのであります。

この通運料金というのに対しては、ある程度までの料金の上がることは、私個人としては決して反対するものではない。だがあまりにもけたはずれたあり方をもち、大きな資本を持つておる日通だけが利益になるようなことでは、これはとらうてい黙つてゐるわけにはいかぬので、中小企業の通運業者の育成にもなるように、その程

度の幅のあるあり方をもつてお考えを願うことが、私は一番いいことではないかと思うのであります。こういう点を一つ十分御考慮願いたいと思うのであります。

私はこの程度でもつて終わります。

○橋樑國務大臣 今松田委員から非常な中小の運輸業者に対する御理解のあるお話がありまして、私まことに共鳴をしております。先般この通運料金の問題のときに日通の代表が見えましてから、日通の配当等について私からも実は警告を発しておるものであります。やはり、そういうような配当の仕方というものについても十分に運輸省としては検討したいということで警告しまして、しかるべくいろいろサビスその他について改善し、そういう高率配当をやつて世間のまあ端的に言えば反感を買うとか、また、一方には非常に困つた同業者がおつて、あるいはそれに今言つたような圧力をかける、こういうことのないようにということ、は、日通にも私から先般警告しておるような次第であります。また、当委員会等におきましていろいろと御発議になつたことも承つておりますので、先般申し上げましたような交互計算といふようなことによつて全国の中小的運送業者の統一をはかり、そしてお互いがその細胞体としてしかも全国的に荷受けができるような体制を整へるべしといふことで、その方向で今進みつつあるのであります。十分に松田委員の御趣旨等を承りまして、そういう線に沿うて努力いたしたいと思うのであります。

○秋山委員長代理 芳賀貴君。

○芳賀委員 質問を二つに分けまし

て、第一の点は国鉄貨物運賃の公共政策割引について、第二点はただいま質疑が行なわれまして通運料金改定の問題について尋ねたいと思ひますが、この国鉄運賃の公共政策割引の問題については、しばしば当委員会においてもこの問題を取り上げまして、現在十二月末日まで従来の方法でこれを継続するといふことになっておるわけですが、ただ、その後においてどうするかといふことは、これは明確になつておりませんので、この問題について政府の明らかな態度を示してもらいたいのであります。これは国鉄運賃法に基づきましても国鉄総裁の権限によつてきめることができる問題でありますからして、順序をいたしまして、国鉄総裁の方から、この問題の今後の取扱いについて御説明を願ひたいと思ひます。

○磯崎説明員 本日総裁が病気で休んでおりますので、大へん失礼であります。私が、私からお答えをさせていただきます。

私の方のいわゆる公共政策に基づく暫定割引につきましては、当委員会におかれまして数回にわたりましていろいろ御審議が繰り返され、また、私自身いろいろ御陳情を申し上げ、また苦境を述べさせていただきまして、去る八月に、私の方といたしましては、約半減するといふ案をお出しいたしましたところ、当委員会におかれましては種々検討され、また政府におかれましてはいろいろ検討された結果、これを十二月末日までと見なす三カ月間延ばす、その間に国鉄の運賃あるいは財政問題について検討した上で何とか考

えましたし、また、当方の総裁といたしましては、当委員会におきまして、自分の権限ではあるが、政府の御指示に従うといふことを申し上げておりますので、私どももいたしましては、その政府の御指示によりまして、一応十二月末日まで延期の措置をとつたわけでございます。

ただいま芳賀先生からおつしやられました通り、十二月末と申しますと間もなくでございます。私の方がこのまほうりつておきますれば、自動的に十二月末で暫定割引が消えるということになります。ただ、その後、九月以降政府の閣内各省の事務当局の間で種々会合が持たれまして、私も一、二回出席させていただきまして事務的な御説明をいたしたわけでございます。その後いかにになりましたか、いろいろ事情を承つておりますが、まだまだ最終的な御決定までに至つておらないといふに承つております。ただ、私といたしましては、るる当委員会において毎度お願いいたしております通り、あくまでも、なんとかこの問題をこの際御解決願ひたいという八月にお願ひをいたしました気持は、実は毛頭変わつておらないのであります。ただ、過般総裁が申しました通り、私どももいたしましては政府の御指示に従うといふことを申し上げておりますので、今は政府の御指示をお待ちいたしております。ただ、私どももいたしましては、政府の御指示と申しましたも、できれば明確に、この間八月のよりにただ延ばすといふようなことになしに、あるいは閣議決定なり、あるいは何か形に残したものであつてこの処置を明瞭にして私どもに御指示願ひたい。あるいは

場合によりましては国有鉄道法の第五十四条によりましてところの行政命令でもけつこうだと存じます。これは私どもの方で申し上げるべきこととございませぬが、いさぐにいたしまして、も、はつきりとした形でもつて、この問題をお前の方でございし、こうすべきた、政府としてはこうしてやるのだといふ明確な御指示を賜りたいといふことを考えておりますし、そういう点につきましては運輸省を通じて政府にお願ひいたしております。

○芳賀委員 それでは、国鉄におかれましては、これは政策上の問題であるので、政府の方針にこれをまかせて、政府が決定された方針を中心にして取り扱いたいといふことでありますから、きょう三大臣見えておりますが、最も信頼できる政府を代表した大臣の御答弁を願ひます。

○菅野國務大臣 この問題につきましては、ただいまお話がありました通り、この前の経済閣僚懇談会で問題になりましたが、いろいろ議論されたのであります。そのときには決定いたさなかつたのであります。そこで、他の運賃の制度の問題もあるから、とにかくこの決定を年末まで待とうといふことになりましたので、その後、この運輸省なり、あるいは国鉄なり、あるいは農林省、通産省といふいろいろ事務的の折衝をいたして参つたのであります。が、実はまだそこまでいってないものであります。が、しかし、これがまた来年度の予算にも関連いたしますので、予算の決定とも相待つてきめたい、こう存じております。幸い本日予算も大体内示されることになつておりますので、明日の経済閣僚懇談会

にこの問題を提案いたしましたして、そこで閣内大臣と相談して最後の決定をしたい、政府の意思を決定したい、こう考へておる次第であります。

○芳賀委員 それは変じやないですか。予算に閣内関係があるとなれば、明日発表になるというものはこれは大蔵省の第一次内示といふことになる。大蔵省に予算を要求する場合においては、当然各省関係あるいは国鉄の経営全体の予算といふものはもう定められておつて、その通りにやつてもらいたいといふことで大蔵省と折衝しておるわけですが、ですから、予算との関係がこれの公共政策割引といふものを扱おうとしておるか、どういふことで要求されておるか、その点をお尋ねいたします。

○菅野國務大臣 この公共政策割引の問題であります。この問題については、あるいは大蔵省から補助金をほしいとかいふような問題もあつて、大蔵省も非常に関係があるのであります。従いまして、この政府の予算が内示されますと大蔵省の方針がわかりまかつたら、それによつて明日の経済閣僚懇談会で討議して腹をきめたい、こう存じておる次第であります。

○芳賀委員 いや、私の尋ねているのは、発表以前です。これは、経済企画庁長官が担当して政策的に問題の解決をはかるとすれば、この問題をどのような形で政策的に解決するつもりでおるか、また、その解決策に予算が伴うとすれば、どの程度の――たとえば一般会計の予算であるとか、国鉄の今後の経営に対して政府として何らかの方針を明らかにして、これによつてやる

べきであるということで大蔵省と折衝しておるとすれば、これは話がわかる。何にも折衝もしないし、方針も持たないで、明日予算が発表になるからそれを見ればわかるというのは、あまりに不穏当な答弁だと思ひます。もう少し実のある答弁をお願いします。

○菅野国務大臣 大蔵省の予算は今夜内示されるのでありますが、それによつて大蔵省の大体の腹がわかるのでありまして、それによつてわれわれの方で討議して、そしてなお明日の経済関係懇談会で、大蔵大臣も出席して、その問題についてまた農林省なりあるいは運輸省、国鉄からいろいろ御意見があると思ひます。その上で最後に決定したい、こう考へておる次第であります。

○芳賀委員 それでは、長官は予算問題にはタッチされておらぬと思ひますので、国鉄にお伺ひしますが、国鉄としては、これを十二月で打ち切るとすれば、明年度の国鉄公社の収支関係には何も新しい問題は出てこないわけですね。もし続けなければならぬとすれば、経済企画庁では何も作業をしておらぬとすれば、国鉄の側において何らかの必要の要求等をしておくべきであつたと思ひます。過般来当委員会における総裁並びに磯崎さん等の答弁によると、こういう政治的政策的な制度を国鉄の貨物運賃の中に取り入れる場合においては、国鉄の経営自体の中で消化できるものはするが、でき得ない場合においては、当然、たとえば一般会計等からこれを補てんするとか、そういう措置が講ぜらるべきであるという意見もありますし、われわれとしても一応これはもつともであるというふうには考へておるわけですが、ですから、この問題に關連して明年度の予算はどのようなるものを組まれたか、その点をお伺ひします。

○磯崎説明員 その点、来年度の予算と暫定割引の問題に關係いたしまして、は、実は、今先生のおつしやる通り、約二十億でございますが、この二十億を来年度のまるまるの増収として見るか、あるいは全部減収として見るか、いろいろ問題がある。もう一つの方法として、それを全部なり一部なりいただくというふうな、いろいろの方法がある。それにつきまして、私どももいたしましては、率直に申し上げさせていただきますと、もしこのまま存続しつゝおつしやるならば、一つそれは政府でめんどろを見ていただきたい、こういう主張を申し上げておつたわけでございますが、その申し上げる場といたしましては、先ほど申し上げました関係各省の——これは大蔵省も入つております。関係各省の局長級のお集まりの場に出席して、そういうお願いを申しておるわけでございますが、それに対しては、いづれにしてもこれは年末までにきまるのだからとにかく待てというふうなお話がございます。現在の予算の御要求をいたしておるわけでございます。もし明日なり明後日にこれがきまりまして、端的に申しまして、二十億減らしてよろしい——減らしてよろしいと申しますのは、割引をやめてよろしい、こういうお話になりますれば、来年度の収入増として二十億は見られるわけでありまして、あるいは政府がめんどろを見てやると

おつしやれば、それだけ来年度の収入はふえるという形になつて、予算が若干修正されるということになると思ひます。いづれにいたしまして、今のところ、この問題とは別に予算を編成いたしておる次第であります。

○芳賀委員 それでは運輸大臣にお尋ねしますが、この問題を経済企画庁に預けるといふのはちよつと変なんでしょう。あなたのように政治力のある、往年怪物とまで言われた人が、この程度の問題を扱いかねて、これは経済企画庁長官の方でやつてもらいたいというふうなことであつては、いささか面子にも關することでありまして、一体、監督の運輸省として、この問題を政策的にどう取り扱い、あるいは国鉄の健全なる運営面から見てこれをどう処理するか。これは二つのものが關連したことにちよつと見えて、主管大臣の橋樑さんの御見解を尋ねておきます。

○橋樑国務大臣 運輸大臣といたしましては、先般の八月末における国鉄の二十億、これはいろいろのものを勘案して譲歩したのでありますが、国鉄の趣旨を貫いてやりたい。国鉄は今日において公共割引において五百億近くのものが出ておる。ことに特別割引等については国鉄としてはどうしても二十億といふものを認めてもらいたいという強い主張がありますから、私も同じ主張をいたしまして、明日の経済関係懇談会におきまして当然に国鉄の主張を支持するつもりであります。

○芳賀委員 あわせて農林大臣のお考えを尋ねておきます。

○福田国務大臣 この問題は、国鉄が政策割引をやつておるといふことから国鉄の財政上非常な負担になつてき

た、こういうことなんです。その解決の方法としては、利用者である国民が負担をするか、あるいは国鉄の經理の中でこれを解決していくか、すなわち、国鉄がさらに經理を改善合理化してそういう財源を生み出すということにするか、——公共政策割引と申しますれば、国鉄といたしましてはもうむげにこれを断る根拠はないと思ひます。国家の背景のもとにでき上がつておる機構でございますから、時に政策的な負担があつてしかるべきものである、そういうふうな考えです。その両者が工合が悪いという際には国の財政の負担でこれをやつていく、こういう三つの行き方があると思ひます。私といたしましては、利用者の最も重要な地位にある農林物資を代表する立場といたしまして、一方におきましては、景気も非常によくなつて、神武景気以上の景気というわけでありまして、国鉄の輸送量も非常にふえておるわけでありまして、さういふ時勢の変化等も考慮して、經理の面も十分検討してもらいたい。同時に、国鉄の經理を検討いたしましてどうしても負担に耐えられないんだという際におきましては、私も一から十までこれに反対だという立場はとり切れなかつたと思ひます。ですから、私もこれに對するできる限りの協力態勢というものは考へなければならぬと思ひますが、しかし、それにいたしまして、国家がこの問題の主たる解決に當たらなければならぬ、こういう考え方を持つておるわけなんです。さういふ意味におきまして、いよいよ予算のけじめをつける時期になつて参りましたので、私も同じいたしました。さういふ立場をとり

ながらこの解決に臨みたい、かような考へでございます。

○芳賀委員 この際運輸大臣にお尋ねしておきますが、先ほどの答弁によりまして、国鉄の主張を運輸大臣としてはなるだけ入れてやりたいということでありまして、私たちがながめた場合、この政策割引をすべて一般会計の負担でまかなへないことになれば、国鉄の経営の中における公共性というものは全く失われてしまふと思ひます。ですから、この際さらに一歩本質に觸れて考へて、これはわれわれとしても数度論議している問題であります。たとえば、現在の国鉄の状態は、新線建設の場合においても全部国鉄の経営の中でやるというふうなことになつておるわけですが、新線を建設する場合においても、これは国民経済の発展に伴つて当然の必要がありまして、その場合、これを区分すると、将来とも利益があがらない新線と、数年後には利益が十分回収されるという路線とに区分することができるとです。たとえば、東海道の新線のごときは利益が回収できる線でありまして、特に国土の開発とか資源開発のために鉄道が必要であるといふところに敷設される鉄道の場合においては、これはもう経営上から言つて利益があがつてその投下に対する回収を行なうことは断じてできないといふことは言えるわけですが、ですから、利益の回収できないような新線等に対しては、当然国の政策の上に立つて行なう問題でありますから、それらの路線に対して、私は、一般会計から当然建設の費用というものを、たとえば出資等の形においてでもこれを負担するといふよ

るな根本的な施策というものが立てられなければならないと思うのです。この点に対しては政府においても全然明確な方向というものは示されていないのです。あるいはまた、先般も、東海道の新線の場合においても、わざわざ岐阜県の方へ迂回して、羽鳥駅とかいうものを百億円もかけて一駅作るというような問題が公然と政府与党の中においても議論されている。そういうことをあえてやる者が政治力があるというような間違った評価の行なわれるような国鉄の経営の場合においては、われわれとして信頼してこれをどうするということは言えない問題が多々ある。ですから、これらの点に対しては根本的な態度を明らかにして、それを解決することによって、この農林水産物資のようなものに対しては十分政策的な割引制度というものを積極的に継続する、そういうことをやるべきであると思ひますが、運輸大臣としてはどういうお考えなんですか。

○橋樑國務大臣 今議題になつております農林水産物の特別運賃の問題は、この委員会におきまして、農林大臣及び企画庁長官が列席されて、八月のどたんばになつて、結局この問題は一つ運賃全体から勘案して、処理しよう、そういうために、まず十二月三十一日まで延ばそうということになつて今日に至つておるのであります。私もその当時から申し上げましたように、国鉄の立場から言へば、この特定割引の問題についてはぜひとも認めてもらいたいという主張を持つておるのであります。今御指摘になりましたような国鉄全体の経営の問題、これは新線建設等の問題についての扱い方をどう

するかという問題等もありますが、総合的に言へば、われわれの考えとしては、まず、運賃全体をどうするかということをやまず検討すべき段階であるというところは、委員の御指摘の通りであると思ひます。

この割引が国鉄の立場から言つてどういう性格になつておるかということ、山内局長からいづれ後刻説明をいたさせていただきますが、今委員のおつしやいまして、たとえば伴陸駅、——伴陸駅と言つては失礼ですが、今指摘されました問題でありますけれども、これは多少誤解があるように思ひますが、これは多市を回つて行つてくれ、——岐阜市を回れば百億円もかかつて十五分間おくれといふ、いかに大野伴陸氏が政治力があるといふことも、そういうばかことは聞かぬわけにいきません。私も怪物と言われる男ですから。(笑聲) そういうばかかなことはいふから。大野さんがとめろと言おうとも、断じていふから。また、十河さんから電話が来ましたが、そういうことを聞いたら十河総裁を即刻罷免すると言つたのです。しかし、さうが大野伴陸氏は、やはり副総裁だけありまして、これにはいかぬと思つたのかもしれない、たまたまそのことは譲歩いたしました、現在の線を変えなくて岐阜県を通る汽車を一方所となつてもらいたいというような要望になつたのであります。御承知のごとく、あれは特急をとめるのではありませんで、特急が通つたあとで余つておる線を利用いたしまして普通の急行を走らせる。そのために、静岡県にも三つとめるし、あるいは愛知県にも二つとめる。神奈川県にも二つとめる。滋賀県に

もとめる。ただ、岐阜県だけは、よく考へてみますと、多数の土地を収用しながら一カ所もとめないということ、これは気の毒と言つちや失礼ですが、大野伴陸氏ならずとも、岐阜県民からあれだけ要望がありますから、一方所だけとめることは、これは当然の措置であるし、また、単に一方所だけでなくて、東京から大阪まで行く三時間の時間を阻害しない範囲内において、その線路を曲げない範囲内において、できるだけ国鉄としては本来の使命によつて沿線の人々にサービスするのは当然の措置であるということ、あゝいふことをやつた次第であります。決して大野伴陸氏の政治力に屈してあの既定線に沿つてやつたようなわけではないので、この点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 先ほどの長官の答弁は、明日第一次の予算の発表があるものでその結果を見て速急に扱ひの態度をきめたいということですが、すると、大体明後日あたりこの問題の政府としての方針がきまるわけですか。

○菅野國務大臣 明日の経済閣僚懇談会でこれを提案いたしましたして、話がきまるかわかりませんが、幸い話が決定いたしますならば、明後日の閣議にかけて決定するというところに相なつております。

〔秋山委員長代理退席、委員長着席〕

○芳賀委員 まさか政府が打ち切りなるといふことはしないとも確信してこの問題を終わります。

この際明確にしたい点、現在国鉄の貨物の等級改定の作業が進んでいますが、私は、この問題と公共

政策割引の問題とは性質上違ふものであるといふふうに信じておるのですが、将来に問題を起すといけませんから、この際いわゆる等級改定の問題と政策割引の問題は明らかに違ふといふことをここで明確にしておいてもらいたいと思ひます。

○山内説明員 お話の通り、性格的には全く別のものでして取り扱つております。

○吉川委員長 芳賀委員に申し上げます。農林大臣は今参議院から出席を要請されております。私、話に参りましたけれども、強い要請がありますので、農林大臣に關する件がありましたら特に先にお願ひいたします。

○芳賀委員 問題の性質上、先に農林大臣だけというわけにはいかぬから、もう少しつとんぼうを願ひます。

通運料金の問題については農林委員会においても数度この問題の質疑を行なつたのですが、今日までの審議の経過を見ると、運輸当局の当委員会における答弁というものは、全く各委員も了承することができないやうな、あいまいな、不明確な答弁だけに終始されたわけですが、それで、この問題は、農林委員会として短時間に結論をつけるやうな、そういう質問というものはわれわれとしても技術的にできないのであります。ただ、経過の問題、あるいは政府として現段階においてどのようなことに対しての査定とか作業をやつておられるかといふことを中間報告的にわれわれは聞くのが本旨であるといふやうに考へておるわけですが、新聞によりますと、松田委員が述べられたように、運輸大臣は明年の一月一日からこの改定を認めて、そうして実施する、経済企画庁長官はそれには反対であるといふ、政府内部における異なった意見が述べられておるわけでありまして、この点は、運輸大臣の答弁によりまして、無理にやるわけではないといふことも言われましたが、一応経過的にどう取り扱ひが今日まで進められておるかといふことを簡単に運輸大臣並びに企画庁長官にお尋ねいたしたい。

○福田國務大臣 お尋ねの通運料金につきましては、当委員会におきましてもしばしば御意見を承つております。当委員会等の御意見を私どもは頭に置きまして運輸当局とも話し合つてきております。私どもが主として主張してきております問題は、四号駅の廃止の問題、また、減トン除外品目の整理の問題、それから易損増損の問題、急送品割増問題、こういう四点にある、かゝるに考へ、これをぜひ皆さんの御意図、御意見の方向で解決したいというので交渉をいたして参つたのであります。運輸大臣もここにいられますが、運輸大臣も、まあここまで話しますが、農林当局その他通産省も関係しますが、関係各省、政府内部が一致するといふならば、特に農林省のその四点につきましては、これはこの際見送るとしてよろしかろうか、こういうやうな内意見が述べられる段階にいたしておるわけなんです。そういういたしますと、残つておる問題は基本料金の問題だけになるわけですね。基本料金につきましては、運輸当局では一六%上げといふことを原案として言つておるわけですが、私どもはそれがなるべく低い方がよいわけでございますが、まあ大体をこまで話が詰まつたならば、い

です。だから、経済企画庁で今立案されておるといわれる所得倍増論、これでも、新聞の伝うところでは、農民の所得は二%か二・二%程度しか伸びが見られないが、植産業の方は六、七%も伸張度が見られるということが伝えられておるわけです。

農民の所得較差のこの不均衡を、全人口の四〇%を占めるところの農民の所得を他産業に均衡させて、そうして農業の発展的な成長をはかるという事は、具体的には一体どういふことをやればいふんだという事を、皆さんは一体どう考えておるか。なるほど、国鉄は、国鉄の営業の中において赤字が出ては困るからといって公共政策割引を手直しをする、あるいは遠距離運賃の修正をしようという事を、お考えになる。日通は、先ほどお話があったように、一昨年は一割四分の配当をし、昨年は一割二分の配当をしておる。その上にまた通運料金の値上げをはかるという。こういうように、すべての政策が総理大臣や農林大臣の言っておられることと逆な方向に今動きつつある。その一つの要素として今取り上げられておる問題があるという事。これは運輸大臣もそういう点で基本的な考えをいだかなければならぬのです。その認識がないと、この問題を理屈だけこね回したつて意味がないのです。

なるほど、日通も、自動車局長のお話によると、五%の利益で中間四回配分を見て二〇%の利益、うち一〇%程度は税金と見て、一〇%程度の配当が適正利潤だと考える、こうおっしゃるけれども、農林水産業の方は一体どこと比較してどうやって将来立っていかうか。こういうことを考えた場合に、今公共政策割引の総額で二十億程度のものは、国が直接農民に対する保護政策をやることはいか、あるいは国鉄の中へこの政府資金等を投入して農林水産物に対する特例を認めるということによって従来の制度を維持すること

がいいかということについては、これはきわめて慎重を要する問題であると思ふのです。今議論されておる問題はこまかな問題でありまして、そういう基本的な考えについて農林大臣からよく聞いて、農林大臣はその腹で運輸大臣や企画庁長官に談判をしてもらわなければならぬのです。ただ、日通が赤字が出るから、国鉄が赤字が出るから、そんな問題じゃないと思ふのです。全人口の四〇%を占める日本農業の将来を一体どうするかという、この大きな見地に立つてこれら进行处理していただきたいと思ふ。

なお、これらの点についてやはり農林大臣が中心になつて他の省と折衝に当たらなければならぬが、運輸大臣や企画庁長官はそういう点についてどのように認識しておられるか、この点を一つはつきり伺つておきたい。

○福田田務大臣 石田委員のたゞいまのお話、まことにごもつともな一面も私には考えられます。所得の倍増という問題は、お話の通り、これはもう各界各層の者がひとしくそれに均霑しなければならぬ。私の所管する農林水産業におきましても、他の産業と歩調を合わせて所得を増加するということがいかなければならぬ。それがすなわち所得倍増計画の内容であると考えられておるのです。所得が倍増になる、日本の生産力が倍になる、これは大体はうておいても倍になるが、あるいはそれ以上になるかあるいは多少引つ返むというところにはくると思ふのです。大事なことは、そういう方向を定めて内部の均衡ということを実現していくということにあるだろうと思ひまして、その通りに考えます。

それから、お話の、それだから直ちに今度は運賃問題は農業予算的感覚でやらなければならぬかという、そういう感覚ももちろん持つべきだと私は思つておられますが、それはかりでこれは解決できないのだと思ふのです。先ほども申し上げました通り、国鉄の経理の問題でありますとか、あるいは国の財政負担をどの辺までしていくかという問題もありますので、総合的に解決しなければならぬと思ひますが、私の立場から申しますと、私が前から皆さんに申し上げておる通り、これが急激に農産物に重圧を加へてはならぬ、かような基本的な考え方からやつておる次第でございます。大体において石田委員にそのお話を、かように考えておる次第でございます。

○菅野國務大臣 たゞいま農林大臣から農業所得の較差の問題について大体お答えがあつたと思ひます。われわれも農林大臣と同じ考えで国民所得倍増の長期経済計画を立てておるのであります。お話の通り、現状をそのままにしておけば農業所得はだんだん減りまして、較差がだんだん広がつてきますから、これをなくするような政策をとるべきだという考えをしておるのであります。その問題につきましても、主として農林省の方で農業基本問題についていろいろ御研究になつておられるので、その農林省の調査とわれわれの研究調査とマッチさせて今後政策を立てていきたい、こう考えておる次第であります。

○橋本國務大臣 たゞいま石田委員から、農民の日本の経済構造の中における立場について分析が行なわれましたが、私も、やはり、農村が他の経済から見ていかに劣位にあるかということによく理解いたしておるのであります。この運賃の問題等におきまして、通運業者が他に比べて七年間据え置かれた、すなわち経済的アンバランスの問題でありまして、国鉄の今日の五百億近くの公共割引も、究極するとこれは、やはり、国家の要請によつて公共割引をされながら、一方には独立採算でいけという要請を受け、一方には運賃というものはノーマルな商業ベースその他経営ベースから押えられておるといふ、二律背反的な立場に国鉄が置かれておる。世の中は、矛盾だらけといふますか、アンバランスだらけといふような状態でもありますから、ことに農民の置かれておる基本的な立場というものを私もよく理解いたしておるので、これらの点についてこれを是正する、国家はどういうふうな手だてをもつて農民の不均衡を是正するかどうかという事は、総合的に勘案すべきものであらうと思ふのであります。御意見は大いに御教示を得まして、ありがとうございます。

○吉川委員長 芳賀君。○芳賀委員 運輸大臣にお尋ねします。今度の通運料金の改定の申請の理由は数項目あげられておりますが、その中で、われわれが見て目立つのは、第一は設備改善ですね。荷役設備の機械化、あるいは包装の機械化、こういう設備改善を速急にやらなければならぬという問題と、それから、通運事業の従業員の賃金が非常に低く押えられておる、低位に置かれておるから、この運賃の是正をしなければならぬという点がある理由だと思ふ。

○橋本國務大臣 今申し上げましたように、七年間据え置かれておつて、そのために、他の物価の倍率から申しますれば、すでに先般きまりましたガスにいたしましても二四七の数が出ておるのに、これは一五四である、あるいは郵便のごときは三三三の数が出ておるのにこちらは一五四、こういうように、据え置かれたために経済的に非常に劣位に置かれておつて、経営困難に陥つておるし、日通の問題はさういふ松田委員によつていろいろと論議されて私も申し上げましたが、一般の中小の企業者というものはさういふような非常なアンバランスの立場に置かれておるから、これに対して最小限度、許されるところにおいて一つ改善してやりたい。何を申しましたが、やはり収入が根拠でありますから、その収入をもつて設備を改善し、これを合理化することによつて能率を上げ、ひいては経営の健全化をはかる。ことに、中小の通運に属して働いている人たちは、驚くべき劣位にあるといふますか、賃金

が、私も、やはり、農村が他の経済から見ていかに劣位にあるかということによく理解いたしておるのであります。この運賃の問題等におきまして、通運業者が他に比べて七年間据え置かれた、すなわち経済的アンバランスの問題でありまして、国鉄の今日の五百億近くの公共割引も、究極するとこれは、やはり、国家の要請によつて公共割引をされながら、一方には独立採算でいけという要請を受け、一方には運賃というものはノーマルな商業ベースその他経営ベースから押えられておるといふ、二律背反的な立場に国鉄が置かれておる。世の中は、矛盾だらけといふますか、アンバランスだらけといふような状態でもありますから、ことに農民の置かれておる基本的な立場というものを私もよく理解いたしておるので、これらの点についてこれを是正する、国家はどういうふうな手だてをもつて農民の不均衡を是正するかどうかという事は、総合的に勘案すべきものであらうと思ふのであります。御意見は大いに御教示を得まして、ありがとうございます。

思ふ。そこで、運輸大臣としてもこの内容を検討されておると思ひますが、一体、設備の改善等は料金の引き上げによつて行なうべきものか。これは当然設備投資とみなすものでありますから、企業の中において、企業の努力の中で設備改善を行なつて、そして機械化あるいは能率化をはかるということではいけ、この部面については何も料金を引き上げなければならぬという理由を出てこないと思ふのです。この点に対してはどういうお考えを持っていますか。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕

○橋本國務大臣 今申し上げましたように、七年間据え置かれておつて、そのために、他の物価の倍率から申しますれば、すでに先般きまりましたガスにいたしましても二四七の数が出ておるのに、これは一五四である、あるいは郵便のごときは三三三の数が出ておるのにこちらは一五四、こういうように、据え置かれたために経済的に非常に劣位に置かれておつて、経営困難に陥つておるし、日通の問題はさういふ松田委員によつていろいろと論議されて私も申し上げましたが、一般の中小の企業者というものはさういふような非常なアンバランスの立場に置かれておるから、これに対して最小限度、許されるところにおいて一つ改善してやりたい。何を申しましたが、やはり収入が根拠でありますから、その収入をもつて設備を改善し、これを合理化することによつて能率を上げ、ひいては経営の健全化をはかる。ことに、中小の通運に属して働いている人たちは、驚くべき劣位にあるといふますか、賃金

からいいますと一万五千円くらいの賃金でやっています。そういうような非常に低い賃金によって、しかも、なお、その賃金を払うことによって経営が相当苦しいために、かえって人的には減らしてあるという状況と思われましますから、やはり、今御指摘のありましたような点をやるにいたしまして、その源泉である点に御配慮願うことによつて、経営の合理化なりあるいはその公共性の責任を果たし得るのではないかと、こういうふうに考えるのであります。

○芳賀委員 私のおげたのは二点であります。これは理由のおもなものです。それで、賃金の点はあとで触れますが、第一、設備の改善を行なうために料金を引き上げてやらすべきかどうかという点なんです。これは設備投資です。資本構造の面から言いますと、設備に資本投資を行なつて、そして機械化、近代化が行なわれれば、その結果というものは当然能率のなつて、また利潤の度合いも高まつてくるということになるわけです。そういうような設備投資と見られるべきものを料金に加工して、料金の引き上げを行なつて設備改善をやらなければならぬという理由、われわれとしてはこれは認むべきでないという考えに立つて質問しているわけです。ですから、この点に対しては、抽象論ではなくて、運輸大臣の御見解を重ねて伺いたい。

○國友説明員 日本通運の關係で御質問だと思ひますが、日本通運に關しましては、今後次の期までに五十億の増資をいたしまして、この五十億の増資の中には、固定資産の増加等、そういう問題を含んで増資することになつております。そういう方向で資本増加をいたしまして対処していく面がございます。

○芳賀委員 設備改善は資本増加によつて行なうということが明らかになつたので、その点はいいですが、次に質問しておきたい事項は、確かに通運事業に携わる従業員の賃金は低いのです。そこで、問題としてお尋ねしたい点は、これは日通に例をとりますが、たとえば、日通の従業員の中には、社員と社員外の作業員という区別がある。社員である場合においては、これは身分的にも最低の保障は行なわれておるとしても、社員外の作業員、いわゆる常勤作業員というものは、これは社員としての取り扱いを全然受けておらない。従つて、身分上の保障というものは何も講ぜられていないわけなんです。従つて、今回の料金改定の理由として従業員の賃金を是正するということの場合においては、全般的な賃金の是正の中における最も冷遇されておる日通の社員外の現場従業員等に対しては、この料金改定の中においてどのような是正が行なわれて、現場で最も苦勞しておるこのような冷遇されておる従業員諸君の待遇というものが改善されるのか、その点は今まで政府から説明されてないわけなんです。

○國友説明員 日本通運におきましては、経営の合理化をいたしまして、現在先生がおっしゃるような臨時職員というもので業務量の流動に對処しております。これらの人たちの給与等につきましては、先般来御説明申し上げております基準で計算いたしましたものであります。今度の十二月に妥結しまして、

た社員の給与改定におきましても年間としてみますと七億程度の支出増加になると考えておりますが、これら臨時の職員のものにつきましては現在の運賃改定の中には算定いたしておきません。ただ、作業費の中に見込まれておりますものを取り上げまして計算しておるものであります。今後これらの作業員の給与についてどう処置されていくかという点については、日本通運とそれらの人たちの交渉に待つていくという形でありま。

○芳賀委員 この料金問題について許可の権限を持つておる運輸省は、申請者が賃金の是正をするということを一つの理由にして改定を申請しておる場合に、この内容をききに査定する必要が当然あるわけなんです。政府の方からも、資料として、給与階層別調査表というものが、これは日通関係であります。今、出されておられますが、この中には、今自動車局長の説明によりまして、いわゆる社員外の臨時職員、これは常勤に作業をしておるのですが、身分上から言つて非常勤の労働者というやうな取り扱いを受けておるのであります。したが、それらの諸君の稼働の事情と給与の実態というものが何らかの調査表の中には示されてないわけなんです。それで、お尋ねしたい点は、この調査表に揭げられていないところの、いわゆる社員外であるところの、経営者側から言つて臨時労働者と称せられるやうな作業員が、総数においてどのくらいの人材があり、その給与の実態というものがどういう状態に置かれておるかという点を、この機会に御説明願ひます。

○國友説明員 社員に關しましての給与の階層別調査表を作りまして資料として提出してあるものであります。作業員に關しましては、大体の数字を申し上げますと、作業員総員で四万ございまして、給与のベースは一万七千円程度でございます。

○芳賀委員 料金の改定が行なわれれば、このやうな一番下の階層の作業員の処遇というものはどういふふうに変更される見通しなのですか。身分的に、あるいは賃金的に。

○國友説明員 私どもは、給与に關しましては、たとえば今回の十二月の改定給与等は原価の中に繰り込んでおりませんので、これらにつきましては今後どう改善されるかということは申し上げられないのでございまして、従来の支払い金額を原価に計上するといふ形になつていくわけでございます。今後、臨時作業員等の給与につきましては、先ほど申し上げましたように、会社とそれらの人たちの交渉によつてきまつていくということになると考えております。

○芳賀委員 しかし、あなた方は監督の立場にあるわけなんです。しかも、申請者の理由とするところが、従業員の賃金が非常に低いからこれを是正するために料金の引き上げをしたいというのです。先ほどの設備改善は資本の増加によつてやるからして料金には關係ないといふれば、この従業員の給与の問題というものは相當主要な目的と理由になると思ひます。そういう場合に、利用する国民の負担によつて結局日通の収益がふえるということになれば、今の通運事業の従業員の待遇というものは下に行けば行くほど非常に恵まれておらない、冷遇されておる、上に行

けば行くほど優遇されておるといふ矛盾というものは、国民がその一端を負担するといふ場合は是正すべきであるという要求はそれに伴つて行なわれると思ひます。また、これを認可する場合にも、この点はこのようにしなさいといふことを認可の条件として指導することも私は可能だと思ひます。實際その現場に行つて荷物を直接取り扱ひ、貨車の積みおろしとか小運搬に携わつておる従業員の人たちの労働の状態とか待遇の内容とか、あつた日にでも首を切られるかも知れないというやうなそういう悲惨な実情というものを私たちは十分にわきまを置けるわけでありま。ですから、こういう点を是正することが主目的であつて改定しなければならぬ、料金の引き上げ以外にその道がないとするならば、やはりその目的に沿つてやうな形でこれが認可されたり若干の引き上げが行なわれるといふことはわれわれとしても認めなければならぬ点もあると思ひます。

○國友説明員 特にその点を嚴重に注意

○橋樑國務大臣 今回、通運料金の改定をなすにあつて、今御指摘になりましたやうな認可をする場合においては、経営の合理化、あるいは今おっしゃいましたやうな従業員に対する一つの扱い方等については、運輸省として、監督官庁として十分に注意いたしたいと思ひます。

してもらいたいと思います。この身分保障のない社員にあらざる臨時的な従業員といふものは、実際はもう継続的に作業に従事しておられるわけですね。これらの諸君が中心になつて現場で働いておられるにもかかわらず、全然このことに對する解決が行なわれていない。これを認めないで現状のままで収益がふえた場合においても、今の状態ではこれら諸君に何らの優遇措置も講ぜられないと思ひます。そうして、日通なんかの最高首脳部は、選挙に出るときは一億円も金を使つて、てんとして恥じない、こういうようなこともわれわれは聞いておられるわけですね。ですから、これはやはり、この通運業の運営全体の中において、経営が困るからといって安易に国民の負担で料金を引き上げるべきではないという経済企画庁長官の所信といふものは、私は正しいと思ひます。この問題はその程度にしておきます。

次に、昭和三十四年の九月二十九日に運輸審議会が公聴会を開いております。通運料金の変更認可申請書を公聴会にかけて、そうして、申請者が六人と、一般公述人三十一名に出席を求めておられるわけですね。これは、申請者は別として、一般公述人のうち、出席した者が二十六名で、そのうち、意見を賛成、反対に分けますと、この料金引き上げに賛成の意見を述べた公述人が四名、引き上げるべきでない、いわゆる反対の意見を述べた人たちが二十二名といふことになっております。従つて、一つの目的を持つて公聴会を開いたわけでありまして、この公聴会の公述人の意見といふものは十分尊重されるべきであるとわれわれは信じて

おつたのでありますが、この問題に對する運輸審議会の答申といふものは、もうすでに行なわれたのか、あるいは行なわれていないのか、その点はどうなつておられますか。

○國友説明員 公聴会は二回開きまして、九月二十九日と十月の八日とに公聴会を開催いたしましたわけでございますが、これらにつきまして意見を聞いて、運輸審議会として答申を出すことになつておりますが、まだ答申は出ておりません。

○芳賀委員 それでは、審議会の答申を待つて、そうして運輸省としてはその後の方針をきめられる、そういう順序になるわけですか。

○國友説明員 運輸審議会の答申を得てから運輸大臣として行政措置をするといふことになつております。

○芳賀委員 それでは、まだ答申が出ておられぬのに、運輸大臣が一月一日からこれを実施しますと言ふようなことは、改定をそれ以前に認めなければ、一月一日から実施はできないのですか、そういう手続上の問題等は運輸大臣はまだ勉強されていなかったのですか。

○國友説明員 これは、運輸審議会の答申は、各料率に當てはめまして、各基本貨率全部に一号級から四号級までの該当するものに全部當てはめまして、非常に詳細な答申が出るわけでございます。これらについて受当な答申が出れば、これを尊重して行政措置をするといふことになつておりますが、運輸省といつたしましては、通運料金全体についてどのような持つていき方をすべきかといふ方針はきめられるわけでありまして、運輸審議会とは別個に、運輸

省としても、通運の運賃料金を總体として考へて、どのように持つていくべきかといふことは考へておられるわけでありまして、あと具体的な料率等につきましては運輸審議会の答申を待つて措置する、こういうことになつております。

○芳賀委員 そこで、企画庁長官にお尋ねしますが、この問題については、政府部内において経済閣僚が中心になつて、しかも経済企画庁長官が主体になつてこの問題の最終的な方針をきめるといふことになつておられるわけですね。これは信じておられるわけですね。長官の御意見は先ほど述べられたので重ねてお尋ねしますが、これは長官の意向を無視してあるいは全然反映されないままにこれが認可になつたり行なわれるといふことはないでしようね。いかがですか。

○菅野國務大臣 通運料金の改定は、これは運輸大臣の所管事項になつておるのであります。経済閣僚懇談会に法規上はかけなくてもよいのであります。が、経済閣僚懇談会を開いて経済閣僚の意見を一応徴するといふことで、明日かけよう、こう考へておられる次第であります。

○芳賀委員 権限が運輸大臣にあることは明らかになつておりますが、たまたま政府内においては長官を中心にしてこの結論を出すといふことが新聞等で伝えられておられるわけでありまして、だから、われわれとしては、そうであれば経済企画庁長官の発言といふものは相当尊重されるというように考へておる。しかもあなたの御意見といふものは承つておつたわけでありまして、今また必ずしもそうでないといふことに

なりますと、あなたの御意見といふものは政府部内等においてはあまり重きをなさないといふことになつてしまふのですか。

○菅野國務大臣 この料金の改定については、運輸省と農林省と通産省と意見がまだ合致していないのです。その調整する役が私のところなんです。今調整しておるところなんです。大体調整ができれば明日の経済閣僚懇談会におけることができると考へております。

○芳賀委員 それでわかりましたが、新聞に伝えられるところの談話を見るに、これは電気料金であるとかガス料金であるとかと同様に国民生活に直ちに影響するところの料金改定ですから、国の経済全体に与える影響とかあるいはその作用といふものを十分慎重に考へて、経済が過熱しないといふようなことを原則にしてきめなければならぬ、だから、運輸大臣が軽々しくこの承認をしようといふ態度は不適當で不謹慎である、こういう見解をあなたは述べられておられる。ですから、その線をやつてもらへばよいわけですね。十分一つ努力をお願いしたいと思います。

最後に、お尋ねしたい点は、先日の委員会においても取り上げた問題でありまして、国鉄の貨物駅の集約の問題であります。この点については、先日国鉄当局からは見解を承りましたし、また運輸省からも山内監督局長が出席されて意見を述べられたが、ちょうどよい機会です。この貨物駅の集約の問題について運輸大臣としては現在どのような考へておられるか、お尋ねします。

○菅野國務大臣 国鉄がつております

す貨物駅の集約整理の問題であります。が、国鉄は経営の合理化という建前からこれらの問題について一つの方針をきめておられるようでありまして、地域によりまして、貨物駅を廃止することによつて地方のたとへば農協その他に非常に大きな影響を与えたりするやうな場所、一端的に申し上げますと、やはり、それを廃止するにしましても、国鉄は公共性を持った国民の一つの大きなサービス機関でもありますから、なるべく地元との間に了解を取りつけ、よく理解させてその問題を扱うべきであるといふことを私は指示しておるやうな次第であります。ことに北海道のやうなところはやはり相当考慮すべき点もあると私は思つておるのであります。そういう点で、一方に国鉄自体の経営の合理化という問題と、今申し上げたやうなにかにして地方の人々との間に調和するかといふ問題とをもちつてこの問題を善処しよう、こういうことを指示しておるやうな次第であります。

○芳賀委員 きようは時間がありませんし、この問題は一刻を争う問題でもありませんので、私もひとりで十分内容を検討していきたいと思つておるわけですね。

あと二点簡単に申し上げますが、そのうちの一つは、この通運業に對する許可の問題であります。運輸省は、この許可にあたつては、必ずしも単数制ではない、通運事業の独占を排除することを建前にして一地域の複数制を建前にして通運業の許可を行なつておる、そういうことを述べられておるが、これは松田委員も相當強調しておつたやうであります。原則は複数制

林大臣はのんきなことを言つておるけれども、私がこのまゝどつしりかまえて込んでいけばオートマテックについてしまふのだから、あなた方農林大臣のしりつぺたをひつぱたいて、大蔵大臣に談判させて、何とか国鉄のめんどらを見ろということをやつてもらいたい

い。この前も、農林大臣は、農林委員会において、私のおる前で、自分も国鉄の状態はわかるし、自分も大蔵省出身だから、これは大いにやると言つておるのでありますから、一段と皆さん方の御眷屬をお願いしたいと思ひます。

○石田(宥)委員　その点は、私どもの

方も骨にそういう主張をしておるのです。公共政策割引全体で二十億程度のものならば、これは国家融資等を増額をしてこの割引は存置すべきだということを強く主張しておるわけでありまして、この点はこの点でやりますけれども、今差し迫つた問題について、

一體どうするつもりなんだ。

○樞樞國務大臣　これはちよつと今言
えませんが、私、あしたは經濟關係懇
談会におきまして荳野長官、それから
大蔵大臣その他とも話をしますが、こ
の点は、やはり、一番利害關係の深い
点に對して、

大目が官邸にいられた。私は国鉄の監督官庁で、国鉄の健全化を主張して人間です。私からそれを当分やめろということはない。あくまでも猪突猛進する考えであります。どうぞその点は御了承願います。

石田(有)委員　その点はわかりまし

た。農林省の経済局長はよく聞いておつて、大臣に一つその旨をよく含めてあすの閣議に出てもらうように。それから、もう一つの通運料金改正の問題、これは実は本委員会でのこの間

一日自動車局長を呼んで審議を始めたばかりです。資料を要求いたしました、資料が出て参つておりますけれども、それに基づき審議をしております。まだ手を付けたばかりだ。手をつけたばかりなのに、きょうは「査定内容について」といふ、すでにこういふふうに出ているという中間報告のようなものが出来たわけですね。これははなはだしく審議をしてみなければよくわからない。われわれも、先ほど松田委員から言われたように、全面的に上げてはならぬと言われているが、合理的に処理するにはどの程度どうすればいいのかわからないことについては、審議を始めたばかりだから、まだ見当がつかないわけですね。ですから、これはもう少し審議が進むまで国鉄の公共政策割引等とともに処分は当分留保された。この点について……

それから、時間がないようだから、もう一つ。さつき芳賀委員からも質疑のあった貨物駅の集約の問題ですが、これは、今大臣も、よく納得のいくようにスムーズにやるようなことを言っておられるのですが、これが僕は非常なくせものだと思う。なるほど、関係者の了解を得てスムーズにやるのだ、こういうことなんだが、きょう国鉄から出席しておられる磯崎局長のなかにかかたい信念のほどをかつて伺つておるのです。それによると、やはり相当強行する意図を持っておられることは明瞭だ。そしてその腹案も実は資料として伺つておる。これは私の地方の北浦原郡という小さな県の一県ほどの米の産地なのです。五十万石くらい

供出をしておるところです。その大きな郡が新発田駅という一駅に全部集約されるという計画なのです。そうなるたときに、一体農村の経済に及ぼす影響がどんなものか、おおよそ想像がつくのです。それと、もう一つ問題なのは、今すぐやるのではない、よく納得を得てやるのだ、こう言うことが一体どういふ結果を及ぼすか。これはこの間監督局長にも話しておいたのだけれども、たとえば私の方のある駅で最近絞肉センターを作った。ちゃんと駅から引込み線を作る計画で工事をやっていた。工事を半ば過ぎて、もう少しで完工するわけだ。ところが、それはやがて集約されて貨物駅としてはなくなつてしまふ駅の中に入つておるわけだ。農業倉庫だつて至るところにそういうものがあるのです。もしそれが集約されてなくなるのだということがわかれれば、ほかの駅の近くに農業倉庫を作り出すよ。ところが、それがわかつていないものだし、あるいはそれは集約されないかもしれないことと、じゃんじやん倉庫を作つてしまふ。ところが、あとでそれは集約されてしまふ。こういう問題が全国至るところに今起こりつつある。だから、今いいかげんな答弁をされるということは、将来に及ぼす影響が非常に大きいと思う。私は、むしろそれは、集約をするのなら、これはもう貨物駅としてはやめるのだ、しかし、そこのおおよその物産はどういうものか、だからそれについてはいさぐさ特別な措置をする、そういうことを明らかにする措置がとられないはずはないのです。場合によつてはそれは季節的な物資もあるでしょう。米のごときはちゃんと政府がオー

ダーを切つて計画的に輸送するものですから、そういう輸送計画とマッチして、そういうところにある倉庫を生かして使つていふ方法がとられないはずはないのです。ですから、そういう点について、ただ排他的に耳ざわりのいい言葉でこゝで答弁をされるよりは、国鉄当局にもっと真剣に検討をさせて対策を明らかにされる方が、国鉄のためにも、また国民のためにもなる一つの措置であると考えます。この点についてよく意見を伺つておかなければならぬと思ふのです。

○橋樑国務大臣 第一の点は、さいぜん農林大臣からも農林委員会等の趣旨を承り、並びに農林大臣から私に明日農林委員会等の趣旨に基づいて折衝があるというのを承りましたから、それをよくお聞きしまして、また、菅野大臣もおられますので、よく協議してきめたいと思ふのであります。

また、第二の点につきましては、私はいいかげんなことを答弁しておるのではありません。私が申し上げましたように、集約駅を廃止するか廃止しないかという問題は、国鉄それ自体の合理化の問題があるけれども、やはり、国鉄が持つておる公共的な性格というものも十分に勘案して、しかも地元等の意向等も十分に参酌して善処すべきである。あなたの北浦原の、私は個々の駅についてどういふこととはわかりませんが、言いかえてみれば、大臣といふものは、原則をよく指し示して、その大臣の趣旨をくんで当局がそれぞれ盛り込むという以外には、こまかなことはわかりませんから、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○秋山委員長代理 神田委員。○神田委員 大臣だいたい忙しいようですから、一問か二問にします。それは予算の折衝だから……

今日このようにわれわれが三大臣を呼んで質問しなければならぬのは、運輸大臣が一月一日から通運料金を上げることと決定するといふようなことが新聞にも出たし、そういう考えを持つていながら、われわれは今日徹底的に質問しなければならぬ。というのは、大臣のところにも、各業界、各団体から通運料金の値上げの不当性はすでに十分陳情されておると思ふ。不当な点もあると私は思ふ。また、当然上げなければならぬ理由も多少あるでしょう。しかしながら、何も一月一日に早急に実施しなければならぬ理由がわれわれは認めない。だから、大臣がもっと検討したいといふことならば、私は一問で質問を打ち切るし、一日からやるといふ腹があるならば續けて質問したいと思ひますので、その点をお尋ねします。

○橋樑国務大臣 なかなか単力直入な質問であります。一月一日から実行するといふようなことを話した覚えはありません。これは、何か新聞が誤解があります。朝日新聞を見られればわかりますが、運輸省の関係の記者クラブで閣議の後に私が記者会見をやるのですが、そのときいろいろな難談をしておつて、こういうような動向があるんだがこれは書きやしない、こういうことはまだ話中なんだから従つて具体的にやつておるわけじゃないという話を話したものを、協約を破つてそういうことを書いたといふこともめておるわけですね。その点は、御

存じのように、運審の答申もありませんし、かたがたあすまた経済閣僚懇談会等において話し合ひをするのですから、一月一日からこれを独断して断行するといふことはやしません。これは本来から言ひますならば運輸大臣の権限でありまして、二十八年も全然こういうことをかけずに運輸大臣が勝手に通運料金は上げた。けれども、やはりこの問題は、ちやうど公共割引等の問題もありまして、二重のいろんなことがあつてもいいかぬといふことが考えられるので、深く考へてやつておるのだから、この点は了解していただくたいと思ひます。

○神田委員 それでは、今後来るいろいろ資料に基づいて質問することを保留して、私の質問をやめます。

○秋山委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後四時十八分散会

〔参照〕
養鶏振興法案（内閣提出、第三十一回国会附法第一八五号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕